

(素案)

福井市下水道事業経営戦略 2026



策定：令和 8 年 月



福井市上下水道局
FUKUI CITY WATERWORKS & SEWERAGE BUREAU



第1章 経営戦略の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 経営戦略の対象範囲	1
3 経営戦略の位置付け	2
4 計画期間	2
5 進捗管理と見直し	2
第2章 公共下水道事業の概要	3
1 沿革	3
2 施設	3
3 組織図	5
第3章 公共下水道事業の現状と課題	6
1 下水道施設の老朽化	6
2 災害への備え	8
3 水需要の減少・物価高騰	9
4 技術承継・人材育成	12
5 情報発信	12
6 経営指標による現状分析と評価	13
第4章 基本理念及び基本方針	18
1 基本理念及び基本方針	18
2 施策体系図	19
第5章 施策及び取組	20
1 施策及び取組	20
施策1 老朽化対策の推進	20
施策2 防災・減災対策の推進	21
施策3 公共用水域の水質保全	21
施策4 環境負荷の低減	22
施策5 事業の効率化	22
施策6 収入の確保	23

施策7 技術継承・人材育成	24
施策8 下水道事業の見える化の推進.....	24
2 目標	25
第6章 投資計画及び財政計画	26
1 将来の事業環境の見通し.....	26
2 投資計画.....	27
3 財政計画.....	30
4 投資・財政計画.....	37
第7章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	39
1 目標.....	39
2 収支改善に向けた取組	39
参考資料 用語の解説	40

第1章 経営戦略の概要

1 策定の趣旨

「経営戦略」は、各公営企業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することを目的とした中長期的な経営の基本計画です。

本市では、平成29年3月に、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「福井市下水道事業経営戦略」を策定し、策定から5年経過した令和4年3月に、投資計画の変更や様々な社会情勢の変化に伴う財政計画の見直し等を踏まえ、経営戦略の改定を行っています（以下「前経営戦略」という。）。

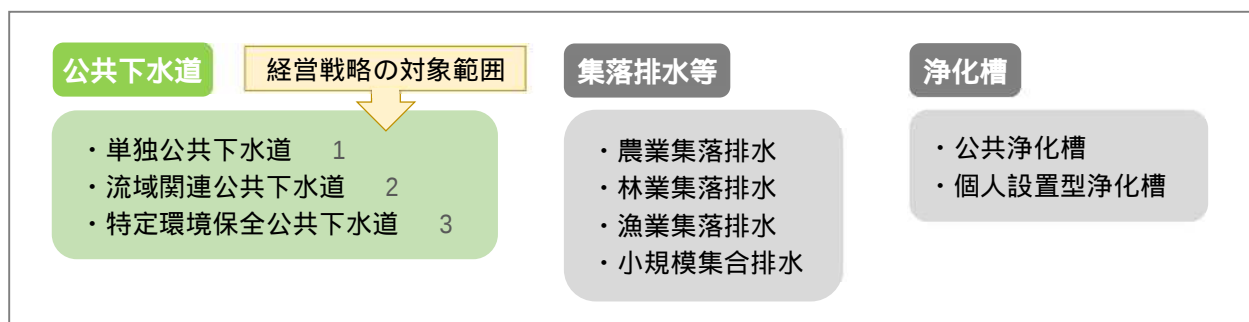
これまで、前経営戦略に基づき、安全・安心な下水道サービスを将来にわたって安定的・効率的に提供するため、人口減少や施設の老朽化等の経営環境の変化に対応し、事業の効率化や下水道使用料の改定など、経営基盤の強化に取り組んできました。

しかし、近年の物価高騰や借入金利の上昇といった社会経済情勢の変化は、前経営戦略策定時の想定を超えており、早急に計画の見直しが必要であるため、次期経営戦略の策定を1年早め、令和8年度から17年度までを計画期間とする新たな経営戦略（以下「本経営戦略」という。）を策定するものです。

2 経営戦略の対象範囲

本市の污水处理は、「公共下水道」、「集落排水等」、「浄化槽」の三つがありますが、本経営戦略の対象は「公共下水道」となります。

[本市の污水处理]



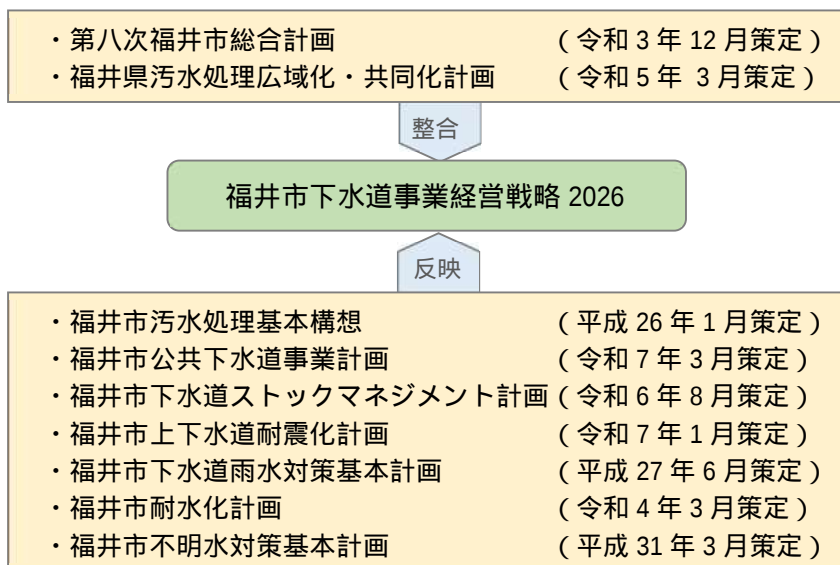
1 市が独自で下水処理場を有する下水道で、本市では主に市街化区域に設置されており、本市の公共下水道の大部分を占めます。

2 二市町村以上の区域を処理する下水道。本市の一部（主に九頭竜川より北側区域）あわら市及び坂井市の汚水を福井県が運営する九頭竜川浄化センターで処理しています。

3 主に市街化区域以外の区域に設置される下水処理場を有する下水道。本市では鷹巣・国見地区、美山地区及び清水地区の一部が対象区域となります。

3 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、本市の全体計画である「第八次福井市総合計画」等と整合を図り、また、下水道事業における各種計画を反映して策定しています。



4 計画期間

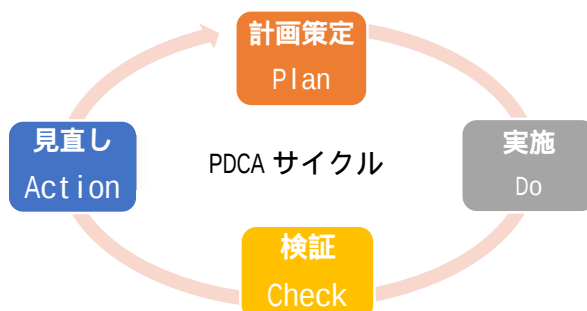
令和 8 年度から令和 17 年度まで（10 年間）

計画期間	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
福井市下水道事業経営戦略2026 (令和8年 月策定)																			
福井市下水道事業経営戦略 (平成29年3月策定)																			
(令和4年3月改定)																			

5 進捗管理と見直し

毎年度、本経営戦略の取組の進捗状況について、検証・分析を行い、結果を公表します。

下水道事業を取り巻く環境の変化を的確に捉えるため、経営の見通しや下水道使用料の改定の必要性について適宜検証を行い、5 年毎に経営戦略の見直しを行います。また、物価上昇等の社会情勢の著しい変化があった場合にも、随時、見直します。



第2章 公共下水道事業の概要

1 沿革

本市の公共下水道事業は、全国的にも早い昭和 23 年に市街地全域を対象に着手し、以降、計画区域を拡大しながら、下水道の普及を進めてきました。令和 6 年度には、計画区域における下水道整備が概成し、普及拡大事業は概ね完了しました。

また、経営状況をよりの確に把握し、経営の効率化を図るため、平成元年 4 月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行しました。さらに、令和 2 年 4 月からは、地方公営企業法を全部適用し、水道事業と組織統合を行っています。

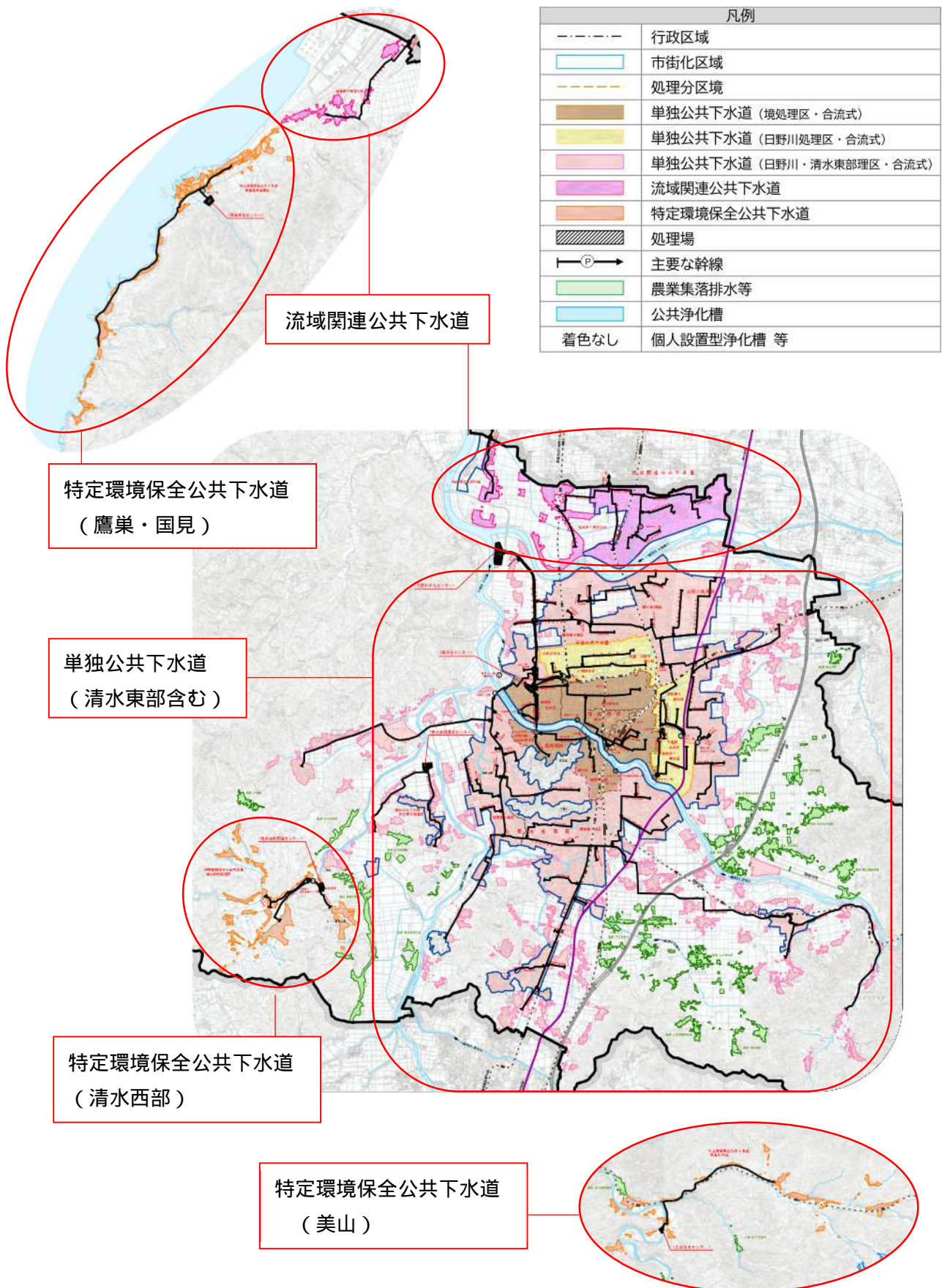
昭和 23 年 2 月	当時の市街地 666ha の全域を対象に工事着手
34 年 4 月	境浄化センターが下水簡易処理を開始
60 年 10 月	日野川浄化センター供用開始
62 年 6 月	九頭竜川流域関連公共下水道供用開始
平成 元 年 4 月	地方公営企業法の財務規定の適用（公営企業会計に移行）
10 年 4 月	鷹巣浄化センター供用開始
18 年 2 月	市町村合併により公共下水道事業が拡大（旧美山町・旧清水町区域が加わる）
令和 2 年 4 月	地方公営企業法の全部適用、水道事業と下水道事業の組織統合
7 年 3 月	公共下水道の整備概成

2 施設

（令和 6 年度末現在）

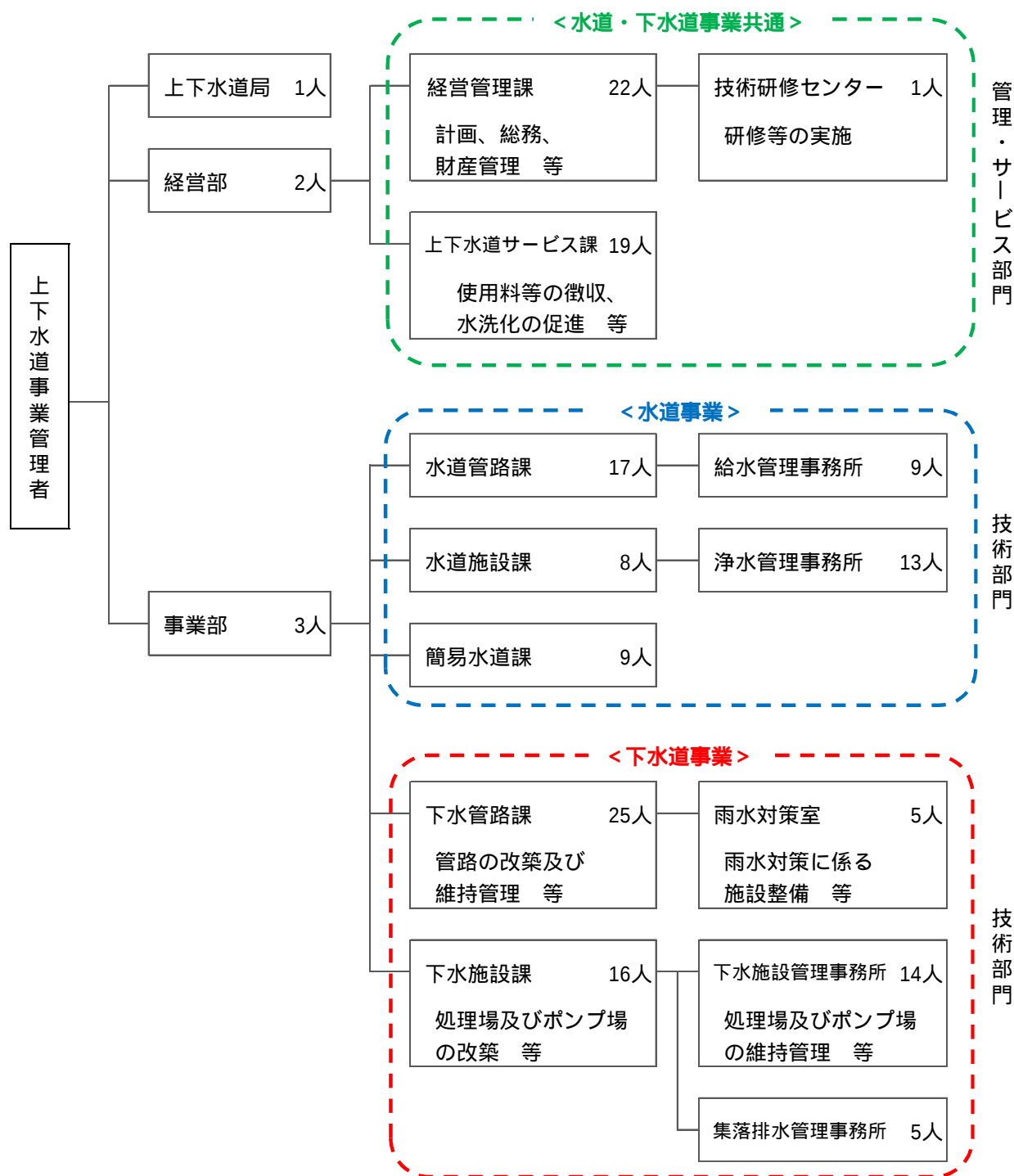
区分	単独及び流域	特定環境保全
供用開始年度	昭和 34 年度（流域は昭和 62 年度）	平成 5 年度
法適用区分	全部適用	
処理区域内人口密度	42.8（人/ha）	26.9（人/ha）
流域下水道等への 接続状況	有（九頭竜川流域下水道）	無
処理区数	4 区 （境処理区、日野川処理区、 清水東部処理区、 九頭竜川流域下水道）	3 区 （鷹巣・国見処理区、 美山処理区、 清水西部処理区）
処理場数	3 箇所 （境浄化センター、日野川浄化センター、 清水東部環境浄化センター）	3 箇所 （鷹巣浄化センター、清水西部環境 センター、美山浄化センター）

[施設概要図]



3 組織図

福井市上下水道局では、上下水道事業管理者の下、令和7年4月1日現在で169人の職員（会計年度任用職員を除く。）が上下水道事業に従事しており、そのうち公共下水道事業に従事する職員数は、87人です。



第3章 公共下水道事業の現状と課題

1 下水道施設の老朽化

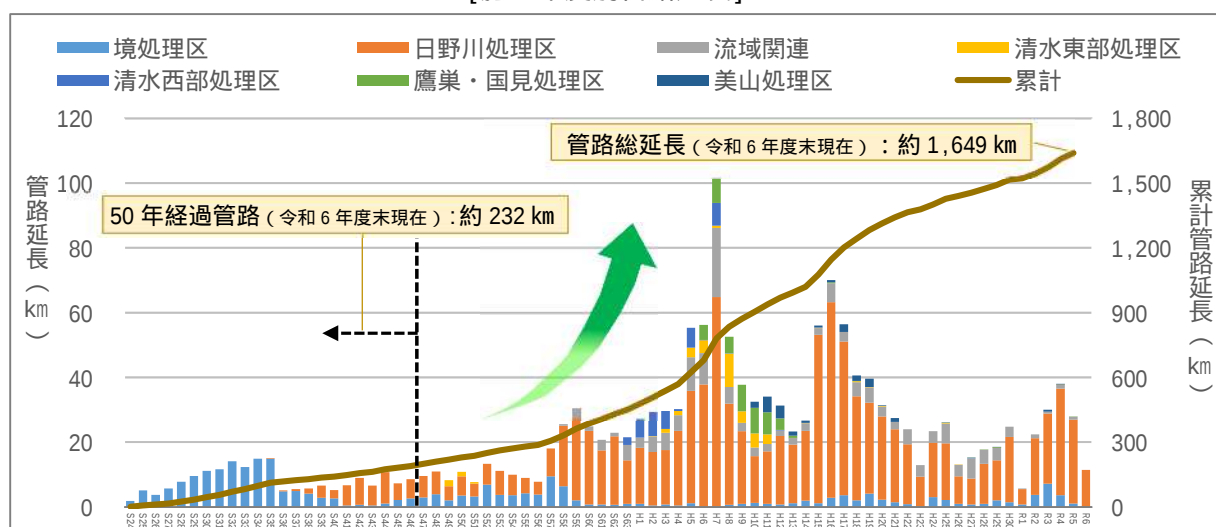
(1) 現状

管路

本市が管理する管路は約 1,649km あり、このうち法定耐用年数（50 年）を経過した管路は約 232 kmあります。

また、特に昭和 57 年度頃以降に多くの管路が整備されたため、整備から 50 年が経過する令和 14 年度頃から法定耐用年数を超える管路が大きく増加していく見込みです。

[施工年度別管路延長]



処理場・ポンプ場

本市が管理する処理場は 6 箇所、ポンプ場は 23 箇所あります。処理場、ポンプ場ともに供用開始から年月が経過した施設が多く、8 箇所の施設が供用開始から 50 年以上経過しており、近い将来に大規模な改築が必要となる施設が増加しています。

また、各施設内の機械・電気設備は建物に比べ耐用年数が短く（概ね 15 年）、設備の老朽化も進んでいます。

[処理場一覧（令和 6 年度末現在）]

No	名称	処理区	排除方式	供用開始	経過年数
1	境浄化センター	境	合流	H7	30 年
2	日野川浄化センター	日野川	分流（一部合流）	S60	40 年
3	鷹巣浄化センター	鷹巣・国見	分流	H10	27 年
4	清水東部環境センター	清水東部	分流	H9	28 年
5	清水西部環境センター	清水西部	分流	H6	31 年
6	美山浄化センター	美山	分流	H20	17 年

[ポンプ場一覧（令和6年度末現在）]

No	名称	処理区	排除方式	供用開始	経過年数
1	佐佳枝ポンプ場	境	合流	H23	14 年
2	足羽ポンプ場		合流	S26	74 年
3	加茂河原ポンプ場		合流	R5	2 年
4	乾徳ポンプ場		合流	H15	22 年
5	照手ポンプ場		合流	S35	65 年
6	木田ポンプ場		合流	S39	61 年
7	水越ポンプ場		合流	S52	48 年
8	松本ポンプ場		合流	S53	47 年
9	高架排水ゲートポンプ場		合流	H19	18 年
10	木田東ポンプ場	日野川	分流	S32	68 年
11	下北野ポンプ場		合流	H25	12 年
12	上里ポンプ場		合流	S41	59 年
13	底喰雨水ポンプ場		分流	S42	58 年
14	千成寺川雨水ポンプ場		分流	H20	17 年
15	出作ポンプ場		合流	S47	53 年
16	福町雨水ポンプ場		分流	S50	50 年
17	米松ポンプ場		合流	S54	46 年
18	南四ツ居雨水ポンプ場		分流	S54	46 年
19	大瀬ポンプ場		分流	H5	32 年
20	南四ツ居汚水ポンプ場		分流	H10	27 年
21	舞屋雨水ポンプ場		分流	H12	25 年
22	下森田ポンプ場	流域関連	分流	S63	37 年
23	蓑ポンプ場	鷹巣・国見	分流	H10	27 年

大規模改築を行った場合は、その年度を供用開始日としています。

（２）課題

下水道施設の老朽化が進行しており、かつ、今後更に老朽化対策が必要となる施設は増えていく見込みです。これまでは下水道の普及拡大事業に重点を置いてきましたが、令和6年度末に公共下水道の整備が概成したため、今後は施設の改築事業に重点を置き、老朽化対策を推進する必要があります。

2 災害への備え

(1) 現状

耐震化

令和6年能登半島地震により、地盤崩壊や津波、液状化等に見舞われた被災地では、上下水道施設に甚大な被害が発生し、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。

下水道施設における耐震性能の確保は非常に重要ですが、本市の管路、処理場、ポンプ場の耐震化率はいずれも全国平均を下回っています。

[耐震化率（令和6年度末現在）]

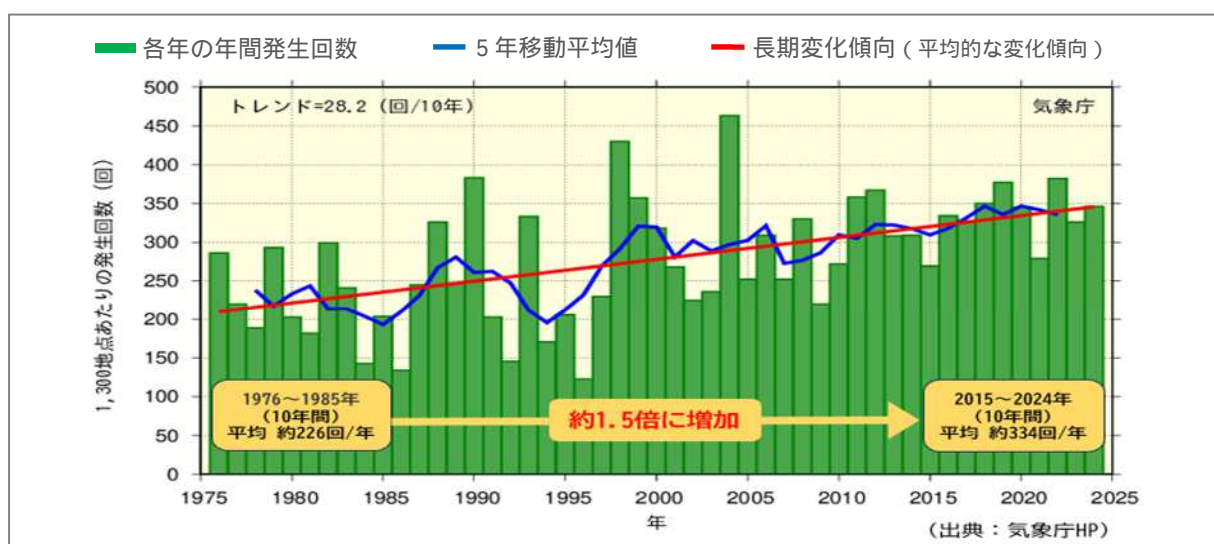
管路（重要な幹線等）	処理場	ポンプ場
26.4% (R5 全国平均 57.1%)	16.7% (R5 全国平均：40.2%)	21.7% (R5 全国平均：40.5%)

「ポンプ場、処理場に直結する幹線管路」や「防災拠点や避難所等から排水を受ける管路」等

雨水対策

本市では、平成16年度に発生した福井豪雨以降、様々な雨水対策に取り組んでいますが、全国的に時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加しており、気候変動の影響により、水害の更なる激甚化・頻発化が懸念されています。

[1時間降水量50mm以上の年間発生回数（全国アメダス）]



(2) 課題

地震や大雨が発生した場合に、市民生活への影響を最小限に抑えるため、耐震化や雨水対策を推進する必要があります。

3 水需要の減少・物価高騰

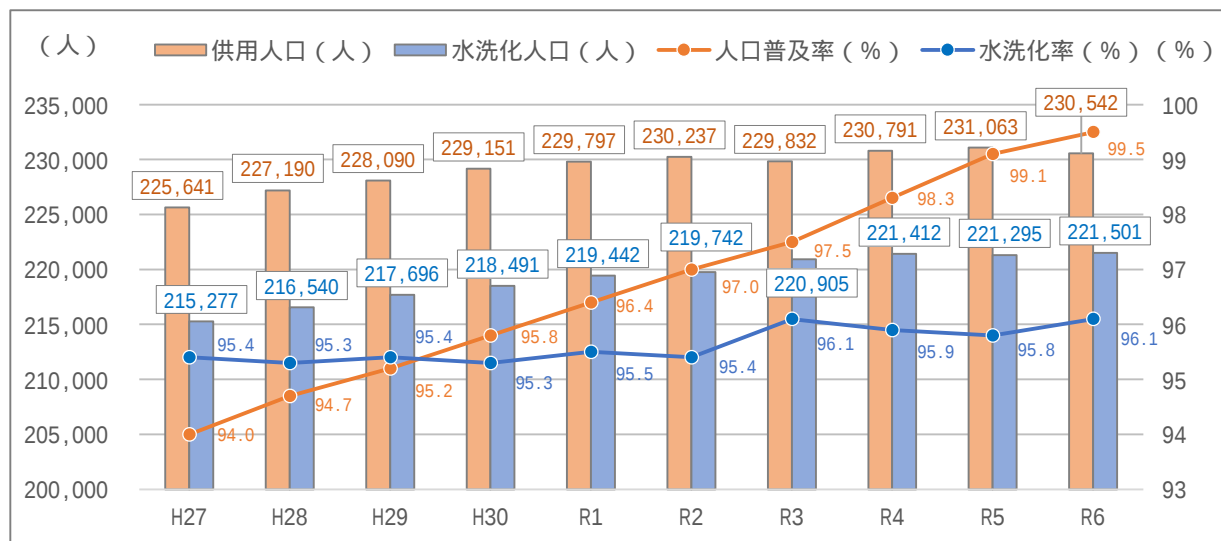
(1) 現状

供用人口及び水洗化人口

令和6年度までの公共下水道の普及拡大事業による人口普及率の上昇に伴い、供用人口は増加傾向でしたが、近年は人口減少の影響を受け、横ばいで推移しています。

水洗化率及び水洗化人口は、下水道への接続促進の取組によって緩やかに増加しています。

[供用人口・水洗化人口の推移]



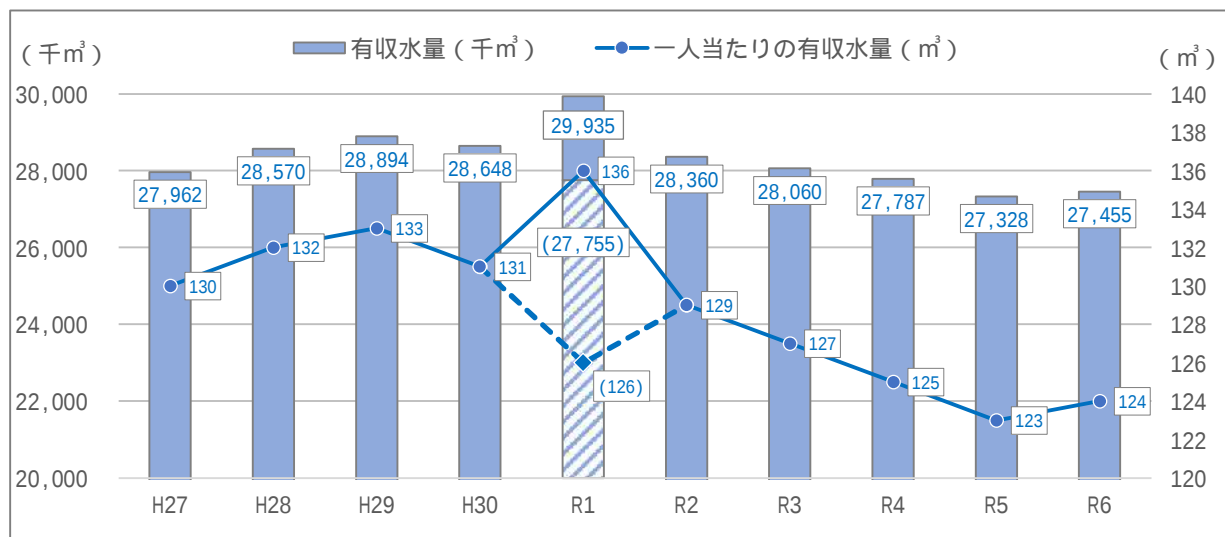
【人口普及率】公共下水道区域内人口に対する、公共下水道を利用できる人口（供用人口）の割合

【水洗化率】供用人口に対する、実際に公共下水道に接続している人口（水洗化人口）の割合

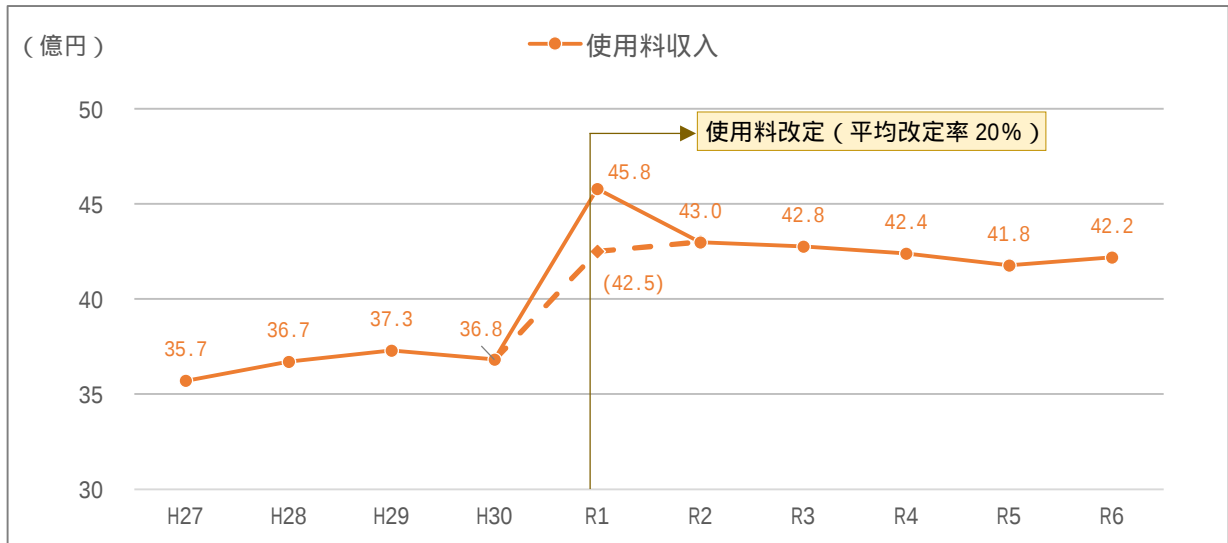
有収水量及び下水道使用料収入

水洗化人口は緩やかに増加していますが、節水機器の普及等により一人当たりの有収水量が減少しているため、有収水量及び使用料収入は減少傾向です。

[有収水量の推移]

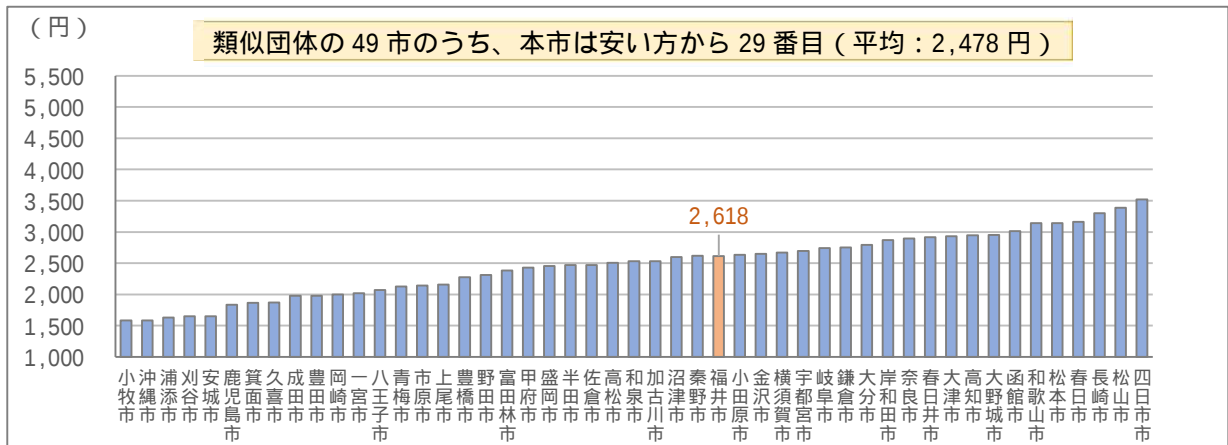


[下水道使用料収入の推移]

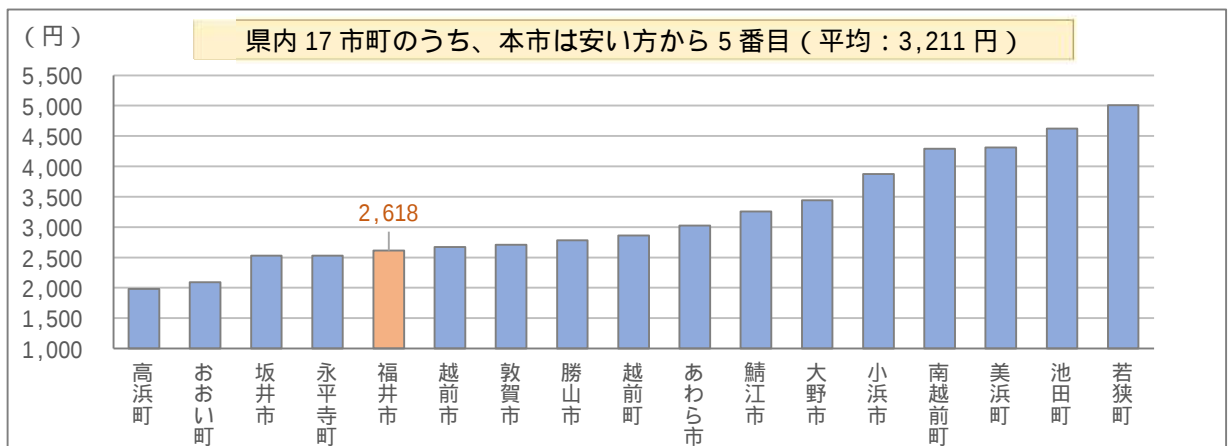


会計処理上、平成 30 年度までは 3 月から翌年 2 月検針の 12 箇月分を計上していましたが、令和 2 年 3 月から使用料の検針月に調定ができるようになったため、令和元年度のみ令和 2 年 3 月分を含めた 13 箇月分を計上しています。なお、グラフでは他年度との比較のため、12 箇月分に換算した値を括弧内 (破線・斜線) に表記しています。

[一般家庭用下水道使用料 (20 m³/月) の比較 (令和 5 年度末現在)]



【類似団体】処理区域内 (供用) 人口 10 万人以上、有収水量密度 5 千 m³/ha 以上 7.5 千 m³/ha 未満、供用開始後 25 年以上の団体 (政令市除く)



[本市の下水道使用料体系]

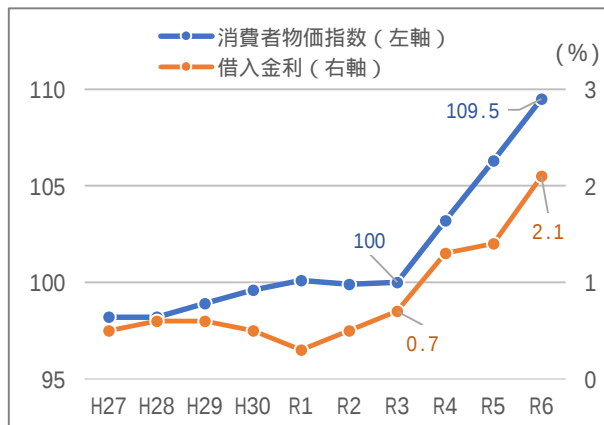
一般汚水			使用料金 (税 抜)
基本使用料 (2 箇月当たり)			2,100 円
従量使用料	0 m ³ ~ 20 m ³		11 円 / m ³
	20 m ³ 超 ~ 40 m ³		122 円 / m ³
	40 m ³ 超 ~ 60 m ³		138 円 / m ³
	60 m ³ 超 ~ 100 m ³		161 円 / m ³
	100 m ³ 超 ~ 400 m ³		208 円 / m ³
	400 m ³ 超 ~ 1000 m ³		222 円 / m ³
	1000 m ³ 超 ~		230 円 / m ³

公衆浴場汚水			使用料金 (税 抜)
基本使用料 (2 箇月当たり)			8,280 円
従量使用料	0 m ³ ~ 200 m ³		0 円 / m ³
	200 m ³ 超 ~		46 円 / m ³

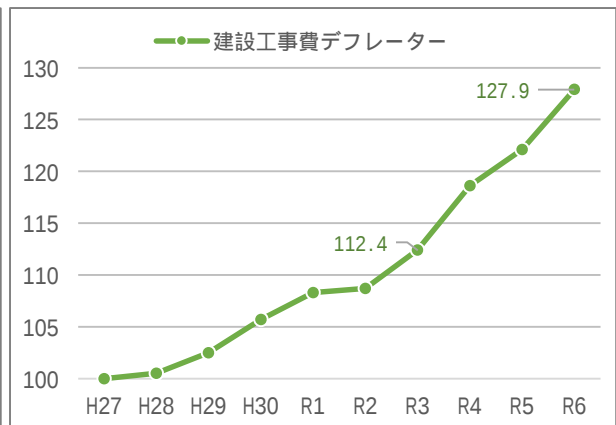
維持管理費及び支払利息の推移

令和 3 年度 (前経営戦略改定年度) と比べ、消費者物価指数は約 10% 上昇、借入金利は約 3 倍、建設工事費の相場を示す建設工事デフレーターは約 14% 上昇し、前経営戦略の想定以上に物価等が上昇したため、維持管理費や支払利息等が大きく増加しています。

[消費者物価指数・借入金利の推移]

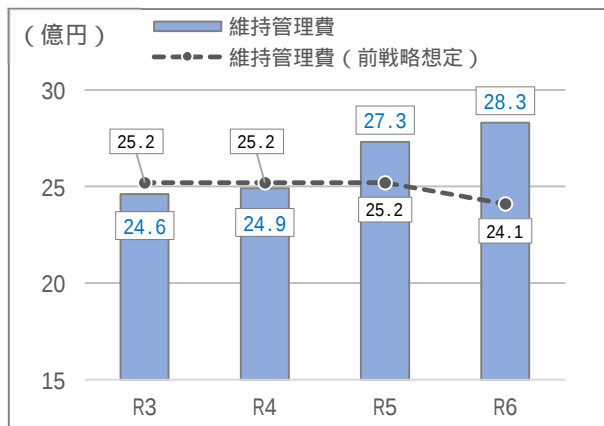


[建設工事デフレーターの推移]

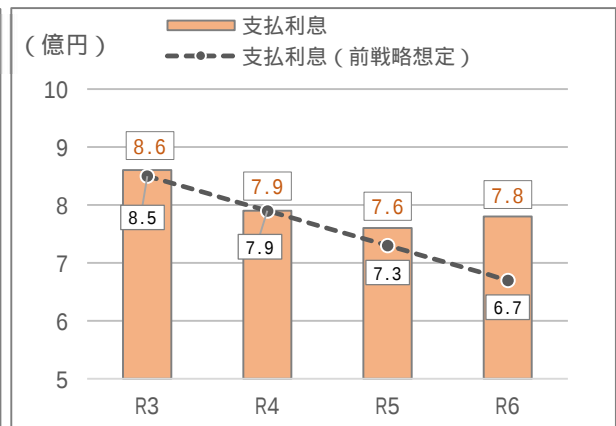


借入金利は、固定金利方式、30 年償還 (据置 5 年) での本市の借入実績値

[維持管理費の推移]



[支払利息の推移]



(2) 課題

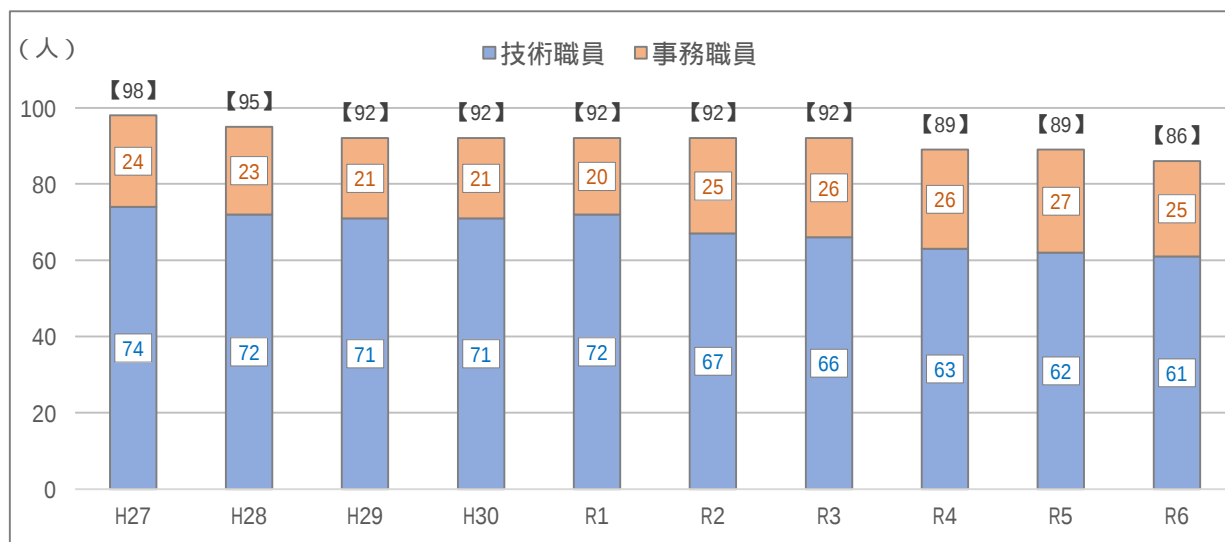
人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少に伴い、使用料収入は減少傾向にある一方で、物価高騰や借入金利の上昇に伴い、維持管理費や支払利息が増加しています。下水道サービスを安定して継続していくためには、経営の効率化など、収支改善に向けた取組を推進する必要があります。

4 技術承継・人材育成

(1) 現状

「福井市定員適正化計画」に基づく職員数の適正化により、職員数は減少傾向にあります。特に、全国的な技術者不足により、技術系の職員数が減少しています。

[下水道事業会計における職員数の推移]



会計年度任用職員を除く。

(2) 課題

施設の老朽化等への対応により、今後は業務量が増加することが見込まれますが、職員数は減少傾向にあることから、官民連携の取組組織内での技術継承や人材育成を推進する必要があります。

5 情報発信

下水道は生活に不可欠なインフラでありながら、地下に埋設されているため日常的に意識されにくく、その重要性が市民に伝わりにくいと考えられます。そのため、下水道に関する情報発信を通じて、市民に下水道の役割、重要性、経営状況について関心を持ってもらい、理解を得ること、下水道サービスを安定して継続していくための基盤づくりを推進する必要があります。

6 経営指標による現状分析と評価

前経営戦略では、以下の選定指標において評価が「概ね B 以上（令和 8 年度まで）」となることを目標としてきました。前経営戦略のフォローアップとして、各経営指標について、経年比較や類似団体と比較しながら、経営状況を分析し、令和 6 年度末現在の状況を評価しました。

[選定指標一覧]

経営の 健全性・効率性	経常収支比率
	企業債残高対事業規模比率
	水洗化率
	有収率
	汚水処理原価
	経費回収率
老朽化の状況	管渠老朽化率
	有形固定資産減価償却率

[評価基準]

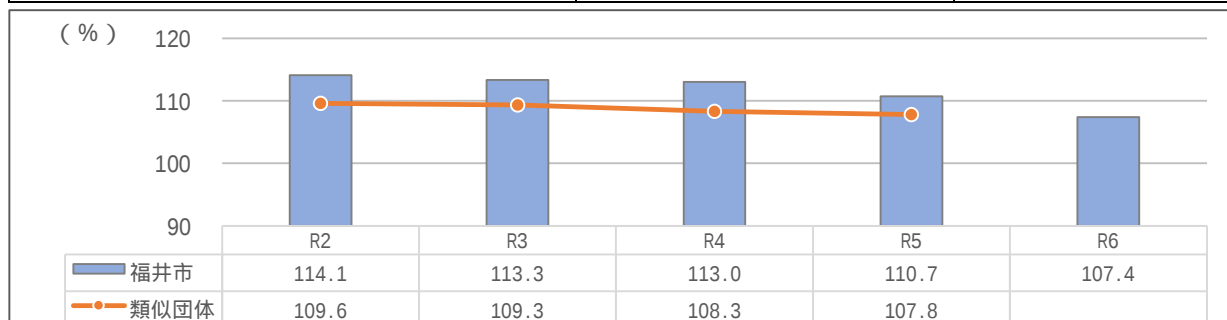
A	問題なし
B	今後の課題
C	改善が必要

- ・ 有収率以外の指標における類似団体は、処理区域内（供用）人口 10 万人以上（政令市除く）・人口密度 50 人/ha 未満の団体
- ・ 有収率における本市の類似団体は、処理区域内（供用）人口 10 万人以上（政令市除く）・有収水量密度 5.0 千 m^3 /ha 以上 7.5 千 m^3 /ha 未満・供用開始 25 年以上の団体
- ・ 類似団体の経営指標の数値は、特定環境保全公共下水道事業を除く公共下水道事業のものです。

(1) 経営の健全性・効率性を表す指標

経常収支比率

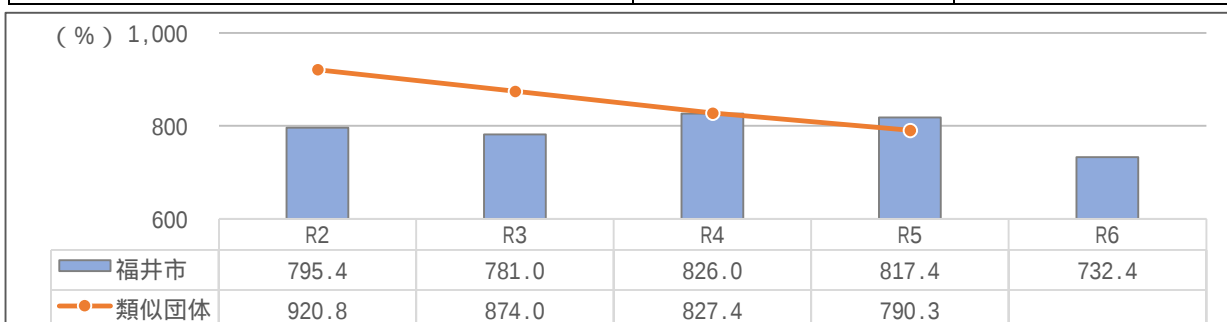
指標の概要		
下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。100%以上の場合は黒字であることを示しています。		
算出式	望ましい方向	評価
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	 (100% 以上)	A



現状分析
経常収支比率は 100% を上回り、経常費用を経常収入で賄えている状況で、また、類似団体に比べ高い水準で推移しています。しかし、物価高騰に伴う維持管理費等の増加により毎年悪化しており、今後も悪化が見込まれるため、収支改善に向けた取組が必要です。

企業債残高対事業規模比率

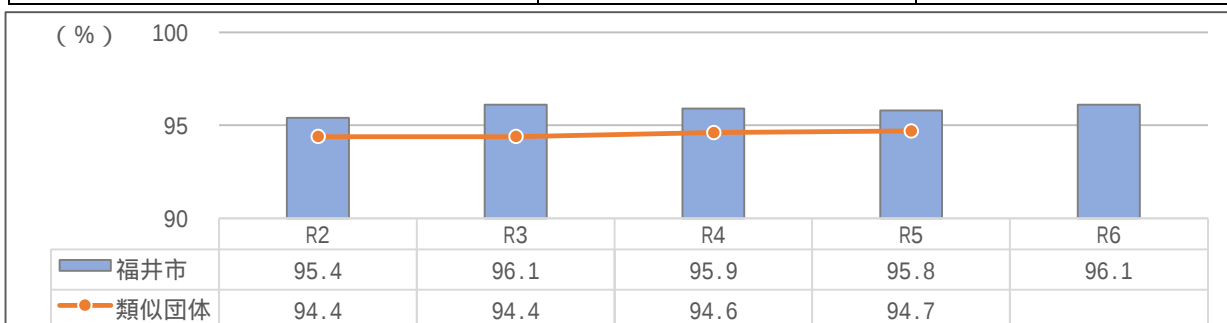
指標の概要		
下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。		
算出式	望ましい方向	評価
$\frac{\text{企業債現在高} - \text{一般会計負担分}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$		B



現状分析
加茂河原ポンプ場更新事業の進捗とともに令和 4 年度から企業債残高が増え、企業債残高対事業規模比率も上昇に転じましたが、令和 6 年度は企業債の発行額が減少し償還が進んだことなどによって比率は低下しました。今後は老朽化対策等の進捗に伴い企業債発行額は増加する見込みです。

水洗化率

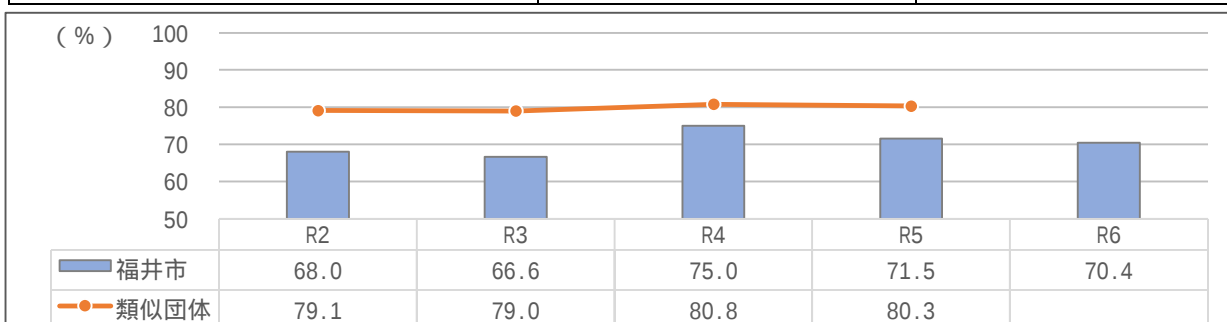
指標の概要		
供用人口に対する、実際に公共下水道に接続している人口の割合を表す指標です。 100%となることが理想です。		
算出式	望ましい方向	評価
$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{供用人口}} \times 100$	↑ (100%)	A



現状分析
水洗化率は下水道への接続促進の取組によって緩やかに上昇しており、類似団体と比べて高い水準で推移しています。

有収率

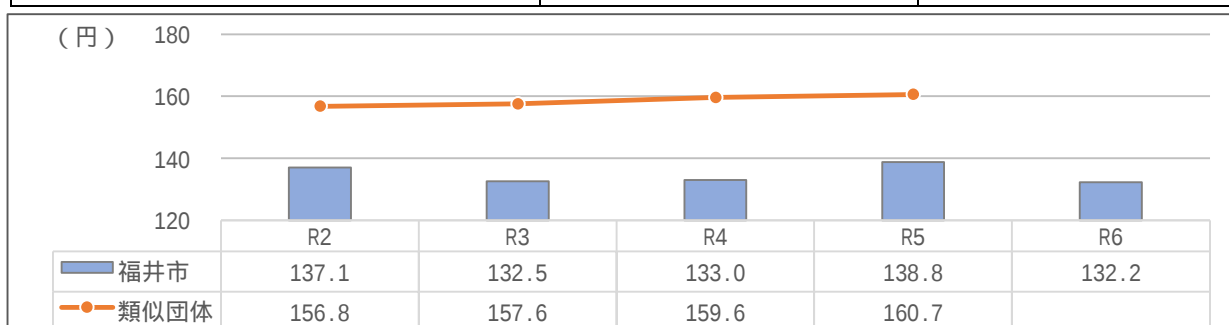
指標の概要		
処理した汚水のうち下水道使用料徴収の対象となる有収水量の割合を表す指標です。 高いほど不明水が少なく、効率的な汚水処理につながります。		
算出式	望ましい方向	評価
$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$	↑	C



現状分析
有収率は、降水量の増減に伴い不明水量が増減するため年度毎のばらつきはありますが、概ね改善傾向にあると考えられます。しかし、類似団体に比べ低い水準であることや、管路の老朽化の進行を考慮し、今後も不明水対策や計画的な改築を進める必要があります。

汚水処理原価

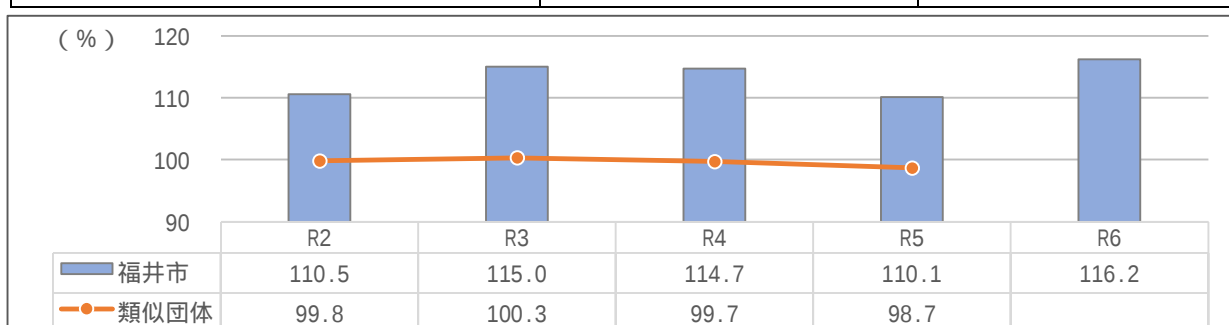
指標の概要		
有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。		
算出式	望ましい方向	評価
$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$	↓	A



現状分析
汚水処理原価は類似団体に比べ低い水準となっており、効率的に汚水を処理できている状況です。しかし、水需要の減少や物価高騰等の影響により今後は悪化する見込みのため、中長期的なコストの見直しについて検討を行っていく必要があります。

経費回収率

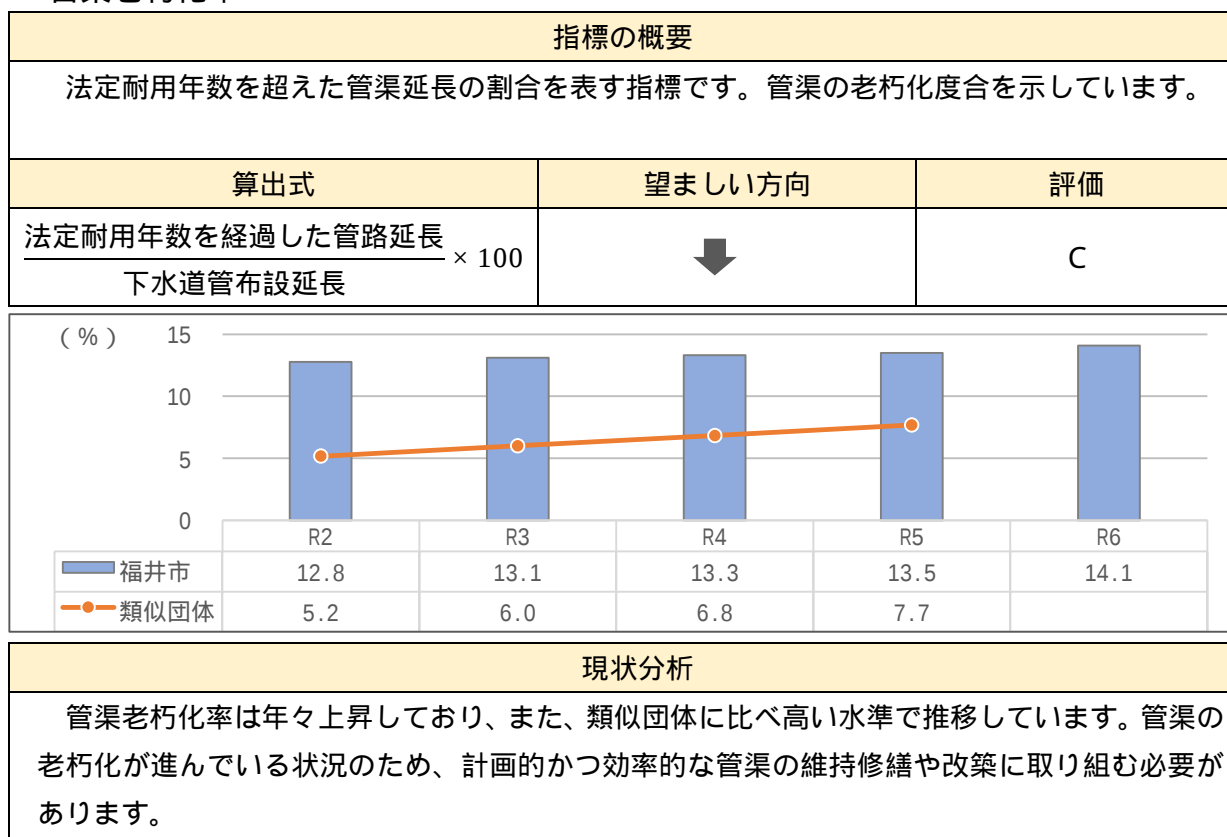
指標の概要		
下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標です。		
算出式	望ましい方向	評価
$\frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$	↑ (100%以上)	A



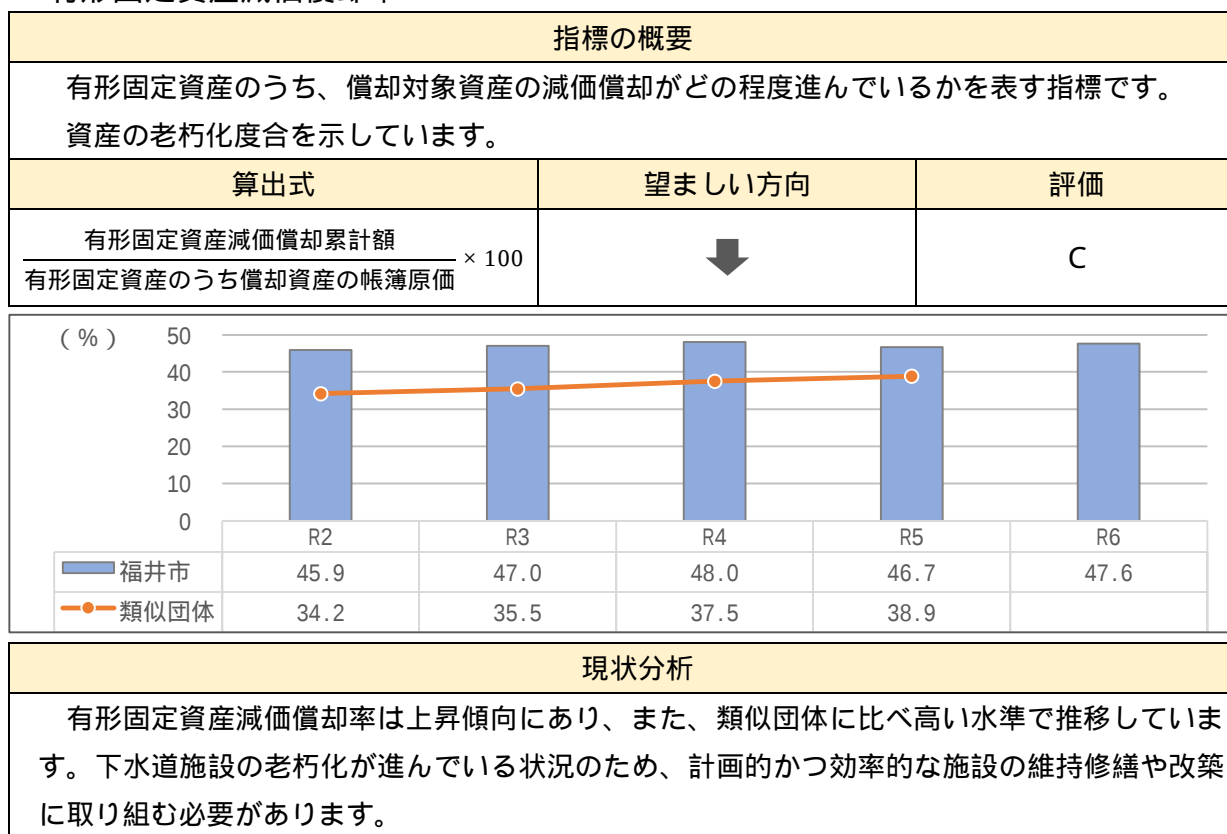
現状分析
経費回収率は100%を上回っており、使用料で汚水処理費が賄えている状況で、また、類似団体に比べ高い水準で推移しています。しかし、物価高騰等の影響により今後は悪化することが見込まれるため、中長期的なコストの見直しや適正な使用料水準について検討を行う必要があります。

(2) 老朽化の状況を表す指標

管渠老朽化率



有形固定資産減価償却率



第4章 基本理念及び基本方針

1 基本理念及び基本方針

本市の公共下水道事業は、昭和23年の工事着手から約80年にわたり普及拡大を進め、令和6年度に整備が概成しました。今後は「普及拡大」の段階から「維持管理」の段階へと移ります。一方で、急速な人口減少、施設の老朽化、急激な物価上昇など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況を踏まえ、本経営戦略では、今後の取組の方向性をより明確にするため、これまでの「基本方針」を「基本理念」に改め、新たに「安全」「環境」「持続」のそれぞれの観点から、基本方針を設定します。

基本理念

市民への安全・安心な下水道サービスを
将来にわたって、安定的・効率的に提供する

基本方針

安全

安全・安心なまちづくり

施設の老朽化対策や防災・減災対策を計画的に進め、安全安心な下水道サービスを提供します。

環境

環境保全・循環型社会への貢献

環境負荷の低減に配慮した安定的な下水処理の実施により、望ましい水環境の創出と循環型社会への貢献に努めます。

持続

持続可能な健全経営

中長期的な視点のもと経営基盤の強化を図り、持続可能な健全経営を目指します。

2 施策体系図

基本理念	基本方針	施策	取組
市民への安全・安心な下水道サービスを将来にわたって、安定的・効率的に提供する	安全	1 老朽化対策の推進	施設の修繕・改築
		2 防災・減災対策の推進	施設の耐震化
			雨水対策
			危機管理体制の強化
	環境	3 公共用水域の水質保全	未接続者への接続促進
			水質管理の徹底
	持続	4 環境負荷の低減	下水道資源の有効活用
			機器の省エネルギー化
		5 事業の効率化	官民連携の推進
			不明水対策
			D X の推進
			広域化・共同化
			施設の統廃合・ダウンサイジング
		6 収入の確保	適正な下水道使用料水準の検討
			新たな需要の獲得
			滞納整理の強化
			国への要望活動
			財産活用
			【再掲】未接続者への接続促進
		7 技術承継・人材育成	職員研修の充実
			【再掲】官民連携の推進
		8 下水道事業の見える化の推進	広報誌やイベント等による情報発信

第5章 施策及び取組

1 施策及び取組

基本方針 安全・安心なまちづくり

施策1 老朽化対策の推進

取組 施設の修繕・改築

- 「福井市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の計画的な修繕・改築に取り組み、事業全体で事業費の平準化や低減化を図ります。

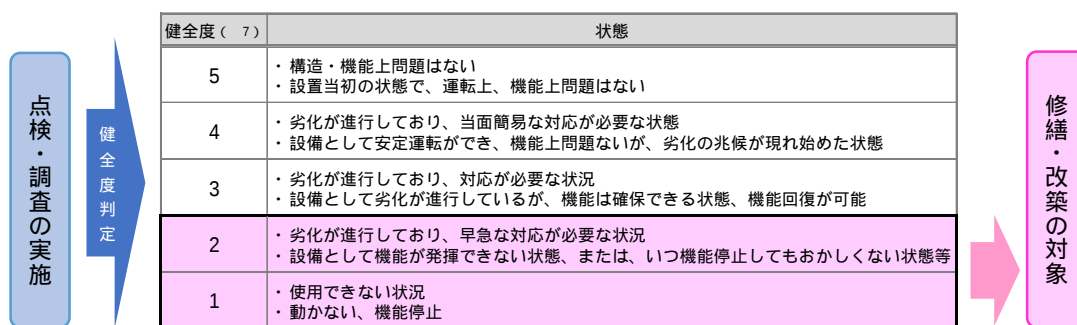
[福井市下水道ストックマネジメント計画]

【修繕・改築を行う施設】

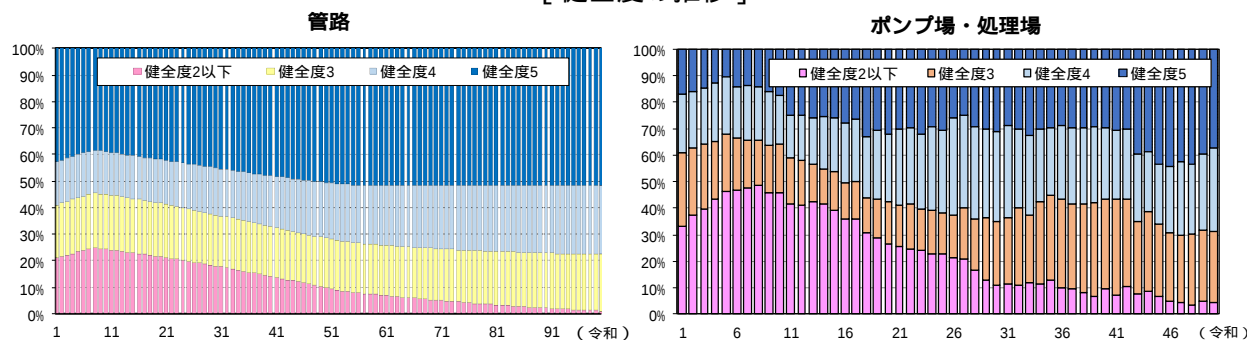
- 標準耐用年数を超えた施設を一律に修繕・改築するのではなく、施設全体を適切な頻度で点検調査し、その結果に基づき、管路及び設備の劣化状況を表す「健全度」が2以下となる施設を優先して修繕・改築を行います。
- リスク評価に基づき点検・調査を行い、施設の状態を把握することにより、不具合の発生を未然に防止するとともに、施設の安全性を確保し、良好な状態を維持します。

【健全度の目標】

- 本計画の目標は、標準耐用年数が50年である管路は100年後までに、管路と比較して標準耐用年数が短いポンプ場・処理場は50年後までに「健全度2以下」をほぼゼロとすることです。



[健全度の推移]



施策2 防災・減災対策の推進

取組 施設の耐震化

- 「福井市上下水道耐震化計画」に基づき、下水道の急所施設 や災害指定病院等の重要施設に接続する管路等を優先して耐震化を進めます。
- 「福井市下水道ストックマネジメント計画」に基づく施設の改築更新に合わせて、耐震化を進めます。

処理場及び処理場から処理場直前の管路の最終合流地点までの管路・ポンプ場

取組 雨水対策

- 「福井市下水道雨水対策基本計画」に基づき、重点対策地区においてポンプ施設の排水能力の強化、雨水流出抑制施設や増補管の整備等を進め、内水氾濫に備えます。
- 「福井市耐水化計画」に基づき、防水扉や止水板の設置など施設の耐水化を進め、河川氾濫時等の際にも下水道施設の機能を維持します。
- 福井市下水道内水ハザードマップを活用した啓発活動、雨水タンクや止水板の設置補助、公民館への吸水性土のうの配布等のソフト対策も行います。

取組 危機管理体制の強化

- 災害時に被災した下水道機能の早期復旧を図るための対策を定めた「福井市上下水道局下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、毎年訓練を行います。また、災害時応援協定に基づく定期的な訓練や研修を通して協定内容の定着を図り、関係機関との連携体制を強化します。
- 大口径かつ平常時の管内水位が高い管路は、修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではないため、多重化や分散化について検討します。
- 上下水道局庁舎は、災害時に上下水道復旧に向けた拠点となりますが、老朽化が著しく、かつ、耐震性に課題があるため、市長部局と連携して令和10年度までに今後の方針を決定します。

基本方針 環境保全・循環型社会への貢献

施策3 公共用水域の水質保全

取組 未接続者への接続促進

- 下水道への未接続世帯等に対し、戸別訪問、指導文書の発送、排水設備工事資金貸付金制度の周知等による接続の啓発、指導を行います。

取組 水質管理の徹底

- 施設の適切な運転管理、放流水等の定期的な水質検査、事業所への立入検査等の実施により、公共用水域の水質保全に努めます。

施策4 環境負荷の低減

取組 下水道資源の有効活用

- 施設の適切な運転管理により下水汚泥の減量化を図るとともに、下水汚泥のリサイクルが可能な処分場への搬出に努めます。また、国が推進する「汚泥資源の肥料利用の拡大」に取り組むため、処理場内での肥料化施設の導入について検討します。
- 日野川浄化センターにおいて、汚泥処理の過程で発生する消化ガスを利用した「消化ガス発電」を行います。また、ポンプ場更新等に合わせた太陽光発電設備の設置など、ゼロカーボンシティの実現に向け、更なる取組について検討します。（消化ガス発電：平成25年度から実施）

取組 機器の省エネルギー化

- 機器更新に合わせて省エネルギー機器の導入やエネルギー効率を高める機器配置への変更を行うとともに、使用機器の運転時間の最適化等により省エネルギー化に取り組みます。

基本方針 持続可能な健全経営

施策5 事業の効率化

取組 官民連携の推進

- 管路の老朽化に伴う維持管理業務の増加や、技術職員の減少に対応するため、管路の維持管理について民間業者への委託を目指します。（令和9年度から実施予定）
- 「ウォーターPPP」について導入の可能性を調査し、処理場及びポンプ場の運転維持管理委託契約の切替時期に合わせた導入を目指します。（令和11年度から実施予定）
- 処理場及びポンプ場の運転維持管理業務や、下水道使用料の徴収事務を民間業者に委託し、コスト削減を図ります。（下水道施設運転維持管理業務：平成19年度から実施、下水道使用料徴収事務：平成25年度から実施）

[ウォーターPPP]

- ・国は、厳しい財政状況や人口減少社会の中で下水道事業を持続的に運営する手法として、施設の所有権を自治体が保有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する公共施設等運営事業（以下「コンセッション」という。）等の官民連携の取組を推進しています。
- ・コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）と、コンセッションを合わせて「ウォーターPPP」と呼び、導入拡大を図っています。
- ・「ウォーターPPP」は、全国の9事業体で導入されており、平均で約9%の経費削減が見込まれています（令和7年6月現在）。

経費削減率は、9事業体のうち数値が公表されている7事業体の公募時における優先交渉者からの提案値を平均したものです。

取組 不明水対策

- 「福井市不明水対策基本計画」に基づき、不明水が多い地区を優先して対策工事を行い、施設の負荷軽減を図ります。（令和元年度から実施）

下水道施設の老朽化や宅内排水設備の誤接続等が原因で下水道管に浸入する雨水や地下水

取組 D Xの推進

- デジタル技術の活用により業務改善を図り、更なる業務の効率化に取り組みます。

[今後実施する主なD Xの取組]

- ・ 下水道GISデータのホームページでの公開 ・ 浸水常襲地区への監視カメラ等の設置（拡充）
- ・ AIを活用した管路劣化診断予測の導入（検討） ・ 各種届出等の電子申請の導入 等

取組 広域化・共同化

- 農業集落排水施設の更新時期に合わせて農業集落排水の一部と公共下水道の統合を進めます。（令和12年度以降に実施予定）
- 「福井県汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、県内の他市町と連携して、資機材の集約管理や排水設備事務の共同化等による事業の効率化に取り組みます。

取組 施設の統廃合・ダウンサイジング

- 足羽ポンプ場の排水能力増強に合わせて、木田ポンプ場を廃止します。（令和12年度実施予定）
- 菅谷ポンプ場の新設に伴い、照手ポンプ場と水越ポンプ場を廃止します。（令和19年度以降に廃止予定）
- 人口減少等に伴う下水の流入水量減少を反映して、施設のダウンサイジングを検討します。

施策6 収入の確保

取組 適正な下水道使用料水準の検討

- 将来にわたり持続可能な経営基盤の構築を見据えて、適正な使用料水準について検討を行います。

取組 新たな需要の獲得

- 県営産業団地（稲津町・荒木新保町）まで管路を布設し、当団地の工場排水を受け入れます。（令和9年度以降に実施予定）

取組 滞納整理の強化

- 収納率は、収入の確保、市民の負担感や公平性という観点から重要であるため、戸別訪問等を通じて、現在の高い収納率の維持に取り組みます。

取組 国への要望活動

- 建設投資に必要となる財源を確保するため、国への要望活動を行います。

取組 財産活用

- 未利用財産の売却や貸付、広告料収入などの財産の活用に取り組みます。

取組 【再掲】未接続者への接続促進

- 下水道への未接続世帯等に対し、戸別訪問、指導文書の発送、排水設備工事資金貸付金制度の周知等による接続の啓発、指導を行います。

施策7 技術継承・人材育成

取組 職員研修の充実

- 上下水道局内に設置した技術研修センターを中心として、定期的に研修を実施します。

取組 【再掲】官民連携の推進

- 管路の維持管理の民間委託やウォーターＰＰＰの導入など、官民連携を推進し、民間ノウハウの習得による人材育成に取り組みます。

施策8 下水道事業の見える化の推進

取組 広報誌やイベント等による情報発信

- 様々な機会や媒体を活用し、下水道の役割、重要性、経営状況等の分かりやすい情報発信を行います。

[現在の主な情報発信の取組]

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| ・ 広報誌「上下水道のミカタ」(年3回)の発行 | ・ 「上下水道展」等のイベント開催 |
| ・ マンホールカード、上下水道カルタ等のＰＲグッズ作成及び配布 | |
| ・ 施設見学や出前講座の開催 等 | |

2 目標

基本方針	指標		現状 (R6)	目標 (R12)	目標 (R17)	指標説明
安全	管渠改善率		0.17%	0.35%	0.39%	下水道布設延長に対する、当該年度に更新した管渠延長の割合
	施設健全率		54.0%	59.0%	64.0%	総設備数に対する、機能が確保されている又は回復できる状態の設備の割合
	耐震化率	重要な幹線等	26.4%	29.3%	32.7%	重要な幹線等の延長に対する、耐震化工事が完了した管渠延長の割合
		処理場 ₁	25.0%	31.0%	40.0%	総設備数に対する、耐震化工事が完了した設備の割合
		ポンプ場 ₁	25.0%	27.1%	30.6%	
	雨水対策対応率		88%	89%	89%	計画区域において、計画降雨 ₂ に対し浸水被害が解消された面積の割合
	耐水化率	処理場	76.0%	94.0%	100%	河川氾濫時等に下水道施設の機能を維持するための耐水化工事が完了した設備の割合
		ポンプ場	84.8%	97.6%	97.6%	
環境	放流水質基準値の超過回数		0回	0回	0回	水質汚濁防止法に基づく各処理場からの放流水質基準の順守
	下水汚泥有効利用率		82.3%	90.0%	90.0%以上	肥料やセメント原料等としてリサイクルした下水汚泥の割合
持続	水洗化率		96.1%	96.5%以上	97.0%以上	供用人口に対する、実際に公共下水道に接続している人口の割合
	収納率		97.9%	98.0%	98.0%以上	下水道使用料の調定額に対する、収納額の割合
	経費回収率		116.2%	100%以上	100%以上	公費負担分を除く汚水処理費に対する、下水道使用料の割合

1 本表の耐震化率は、処理場・ポンプ場単位ではなく、より詳細な設備単位での数値です。一方で、8頁記載の令和6年度の耐震化率は、処理場・ポンプ場単位の値のため、本表の数値と一致しません。

2 計画降雨は、過去の気象データを基に算出した5年に1回程度発生する可能性がある降雨規模である43.1mm/h

第6章 投資計画及び財政計画

1 将来の事業環境の見通し

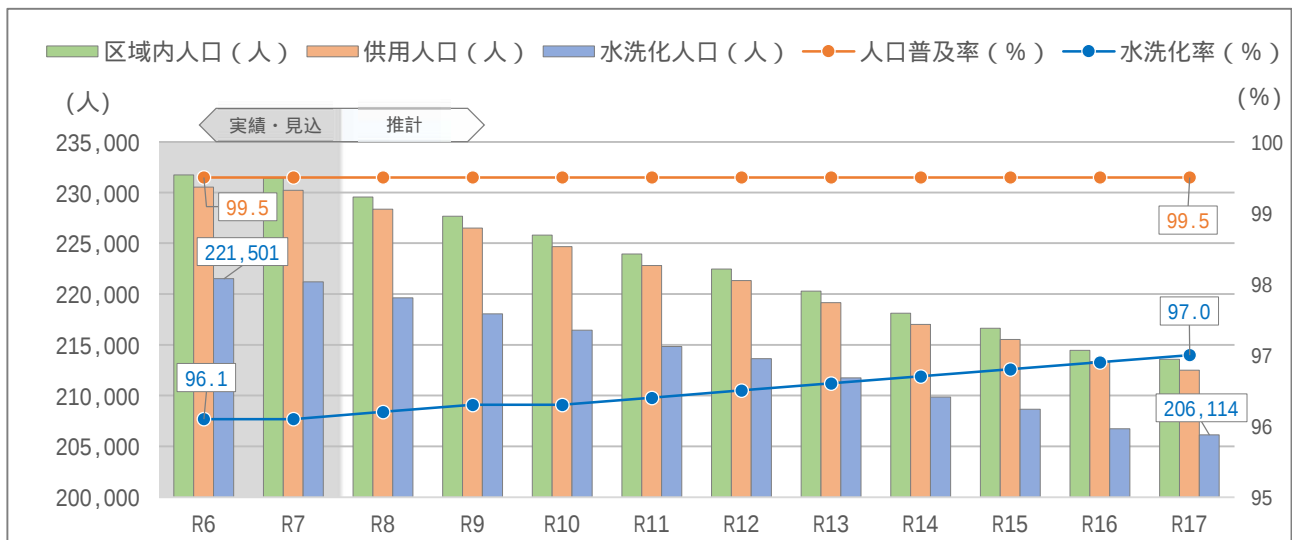
(1) 人口の見通し

令和6年度から17年度にかけて、公共下水道区域内人口は約18,000人（約8%）、供用人口は約18,000人（約8%）、水洗化人口は約15,000人（約7%）減少する見込みです。

令和6年度までは、公共下水道の普及拡大事業による人口普及率の上昇に伴い、供用人口及び水洗化人口は増加傾向でしたが、普及拡大事業の完了や人口減少の影響により、今後は減少していく見込みです。

なお、将来の公共下水道区域内人口、供用人口及び水洗化人口は、コーホート変化率法を用いた住民基本台帳による本市の将来人口推計を基に推計しています。

[人口の見通し]



	実績	見込	推計									
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区域内人口(人)	231,717	231,399	229,538	227,669	225,808	223,932	222,452	220,278	218,103	216,634	214,440	213,569
人口普及率(%)	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
供用人口(人)	230,542	230,228	228,367	226,508	224,657	222,790	221,321	219,158	216,994	215,536	213,353	212,494
水洗化率(%)	96.1	96.1	96.2	96.3	96.3	96.4	96.5	96.6	96.7	96.8	96.9	97.0
水洗化人口(人)	221,501	221,208	219,621	218,031	216,445	214,842	213,642	211,745	209,843	208,644	206,716	206,114

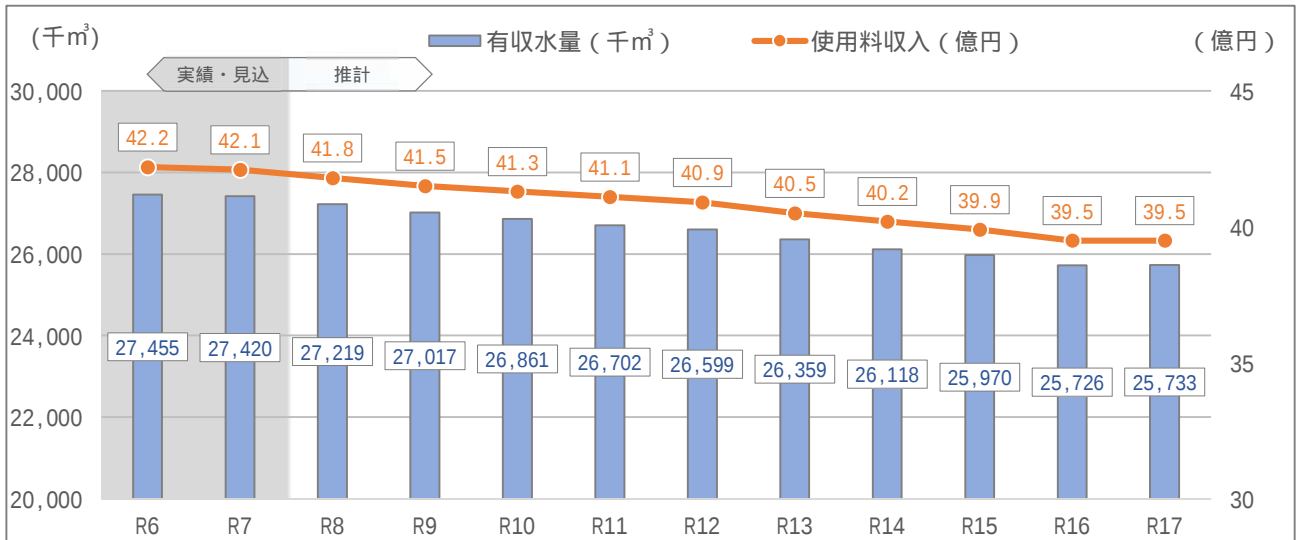
(2) 有収水量及び下水道使用料収入の見通し

水洗化人口の減少により、令和6年度から17年度にかけて、有収水量は約1,700千 m^3 (約6%)、使用料収入は約2.7億円(約6%)減少する見込みです。

なお、将来の有収水量は、令和6年度の一人当たり有収水量に将来の水洗化人口を乗じ、これに新たに見込まれる排水量(県営産業団地造成・農業集落排水統合分)を加算して推計しました。

また、将来の使用料収入は、令和6年度使用料単価に、将来の有収水量を乗じて推計しました。

[有収水量及び下水道使用料収入の見通し]



2 投資計画

(1) 投資計画

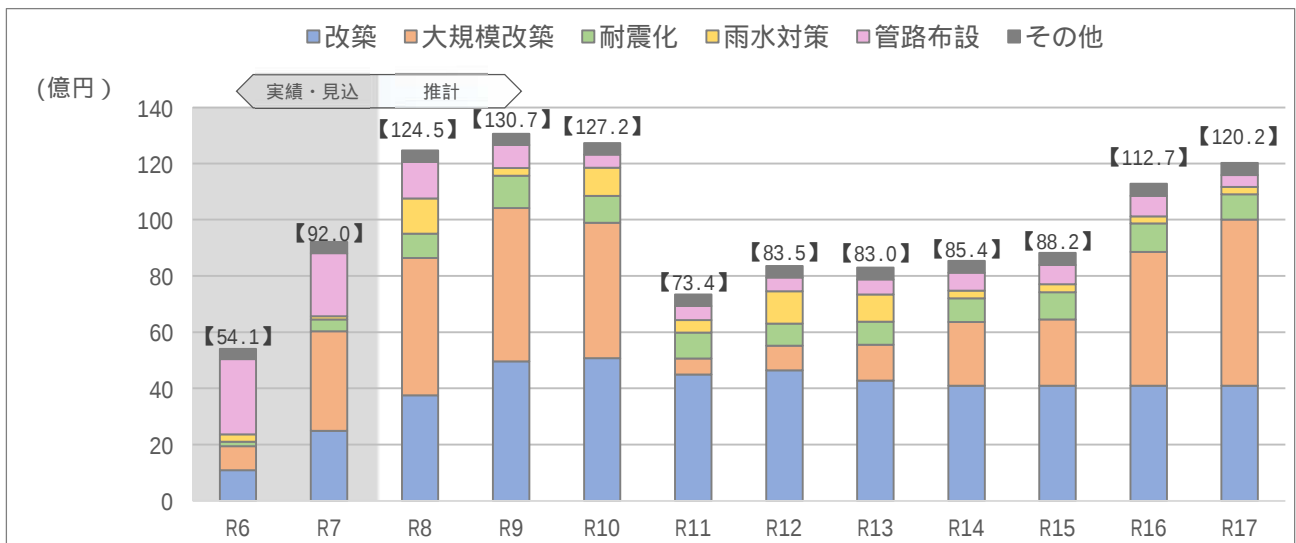
投資の方向性

- 令和6年度までは公共下水道の整備概成を目指し、普及拡大事業に重点的に投資を行ってきましたが、令和7年度以降は、老朽化対策(改築事業・大規模改築事業)や防災・減災対策(耐震化事業・雨水対策事業)に重点的に投資を行います。

投資額の推移

- 本経営戦略の計画期間(10年間)の計画投資額は約1,029億円で、前経営戦略の計画期間(10年間)の計画投資額664億円と比べ、大幅に増加しています。
- 特に、大規模改築事業は、足羽ポンプ場更新事業の進捗に伴い令和8年度から10年度にかけて投資額が増加する見込みです。令和11年度以降、投資額は一旦減少しますが、菅谷ポンプ場建設事業の進捗に伴い、令和16年度から再び増加に転じる見込みです。

[投資計画（建設改良費の推移）]



事業区分	実績	見込	推計									
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
改築	10.9	24.9	37.6	49.6	50.8	44.9	46.4	42.8	41.0	41.0	41.0	41.0
大規模改築	8.5	35.4	48.8	54.5	48.1	5.7	8.8	12.7	22.6	23.5	47.6	59.1
耐震化	1.6	4.2	8.6	11.6	9.6	9.3	7.8	8.2	8.5	9.7	10.1	8.9
雨水対策	2.7	1.2	12.6	2.7	10.0	4.4	11.6	9.7	2.7	2.8	2.5	2.7
管路布設	26.7	22.4	13.0	8.2	4.7	5.0	4.8	5.4	6.4	6.9	7.3	4.2
その他	3.7	3.9	3.9	4.1	4.0	4.1	4.1	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3
合計	54.1	92.0	124.5	130.7	127.2	73.4	83.5	83.0	85.4	88.2	112.7	120.2

事業の繰越や見直し等により、実際の投資額は変動する可能性があります。

記載金額は、表示金額未満で四捨五入しているため合計金額が一致しない場合があります。

（２）事業概要

改築事業

- 老朽化した管路及び処理場・ポンプ場の設備等を改築します。
- 不明水対策として、不明水の多い区域において浸入箇所の調査及び対策工事を行い、不明水量の削減を図ります。

大規模改築事業

- 老朽化したポンプ場を全面的に更新するとともに、排水ポンプの能力を增強し、排水処理区域内における浸水被害の軽減を図ります。

[計画期間内における大規模改築事業の概要]

	足羽ポンプ場更新事業	菅谷ポンプ場建設事業
事業内容	・ 足羽ポンプ場の全面更新 ・ 足羽ポンプ場の排水能力増強 ・ 木田ポンプ場の廃止 (施設の統廃合による事業効率化)	・ 菅谷ポンプ場の新設 ・ 菅谷ポンプ場の排水能力増強 ・ 照手ポンプ場と水越ポンプ場の廃止 (施設の統廃合による事業効率化)
工 期	・ 令和 6 年度から 12 年度まで	・ 令和 13 年度から 21 年度まで 今後実施する設計により変動
供用開始	・ 令和 10 年度予定	・ 令和 18 年度以降
事 業 費	・ 約 192 億 (概算) - 今後実施する設計により変動	・ 本経営戦略の計画期間内の投資額 約 180 億円 (概算) - 今後実施する設計により変動



耐震化事業

- 管路、処理場及びポンプ場の耐震診断や耐震化工事を行います。

雨水対策事業

- 雨水流出抑制施設や増補管の整備等を行います。
- 処理場やポンプ場に防水扉や止水板を設置するなど、施設の耐水化工事を行います。

管路布設事業

- 県営産業団地までの管路布設など、新規接続の要望対応として管路布設工事を行います。
- 農業集落排水の一部と公共下水道の統合に向けた管路布設工事を行います。
- 管路布設に伴う道路の舗装復旧工事を行います。

その他 (流域下水道建設負担金・投資に係る職員給与費・事務費)

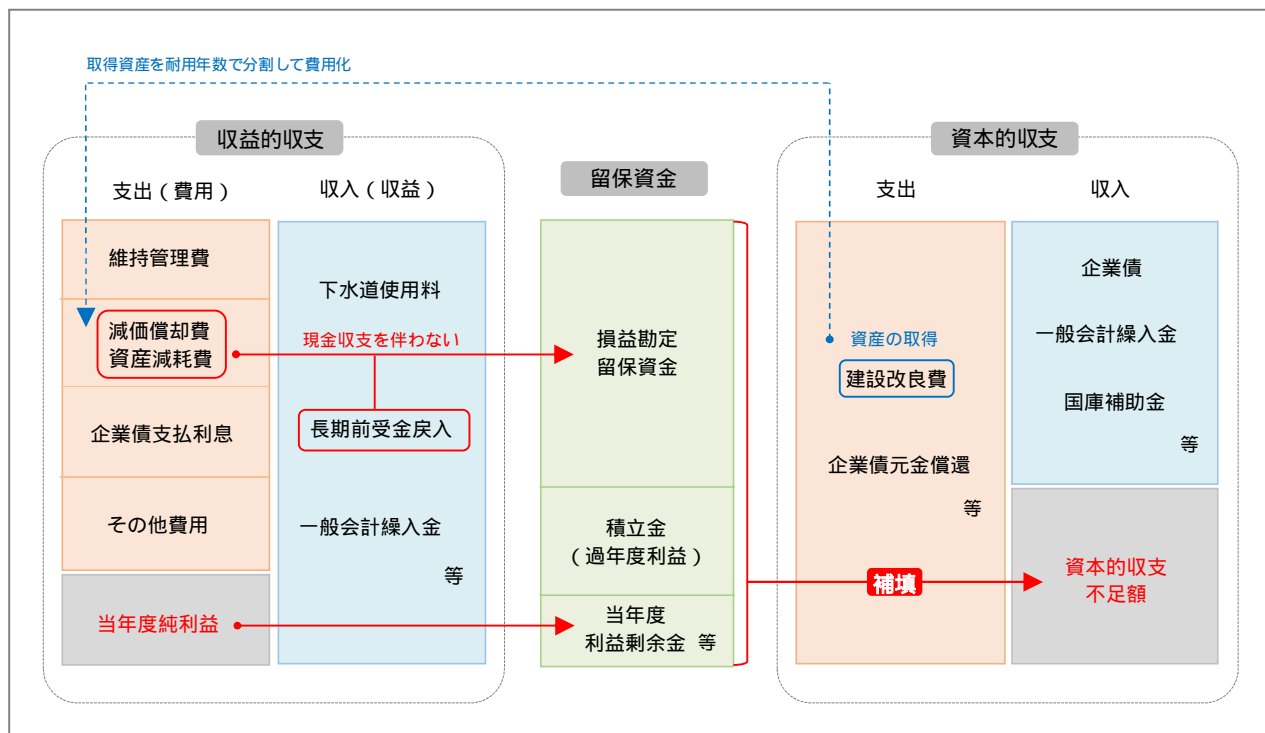
- 県が運営する九頭竜川流域下水道事業の建設負担金や事務費等を支出します。

3 財政計画

(1) 収益的収支と資本的収支

- 公営企業会計は、経営活動に伴って生じる収入及び支出を表す「収益的収支」と、施設の新設、改築のための収入及び支出を表す「資本的収支」に区分されており、一般的に、資本的収支の赤字（資本的収支不足額）を収益的収支の純利益等で構成される留保資金から補填する構造になっています。

[収益的収支と資本的収支の関係イメージ]



【減価償却費】固定資産の原価（取得費用）を、耐用年数に応じて各年度へ配分し計上する費用（実際の現金支出はない）

【長期前受金戻入】固定資産取得の財源として得た補助金等を、減価償却に対応して各年度へ配分し計上する収益（実際の現金収入はない）

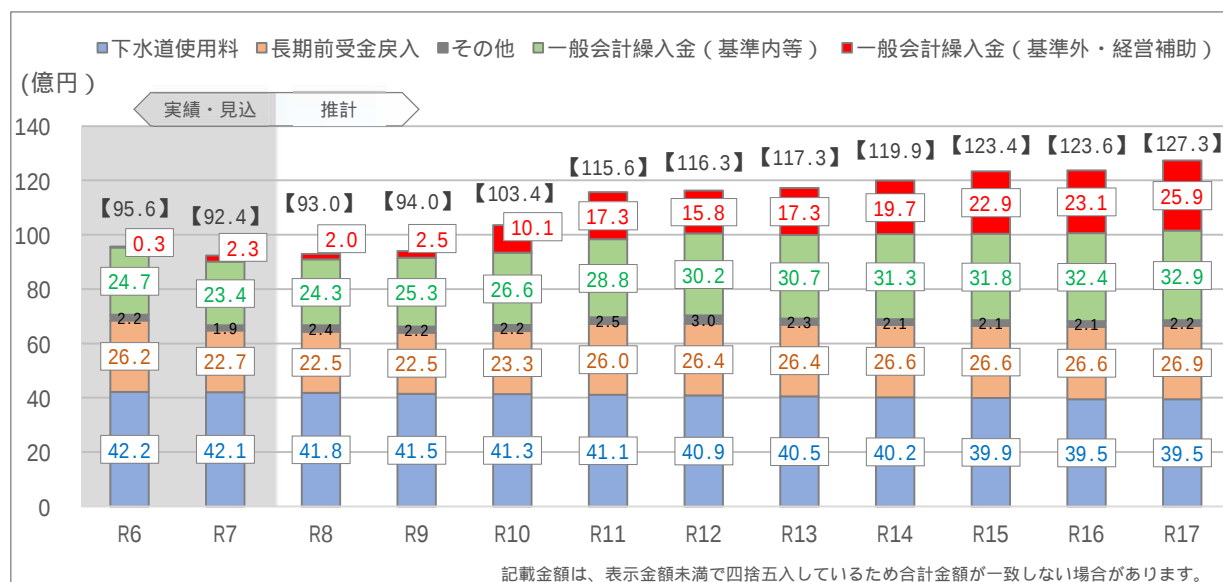
【損益勘定留保資金】収益的収支における現金支出を伴わない費用から、現金収入を伴わない収益を差し引いた額

(2) 収益的収支の見通し

収益的収入

- 主な収入は、下水道使用料、長期前受金戻入及び一般会計繰入金です。
- 一般会計繰入金には、総務省が定める繰出基準に基づく「基準内繰入金」と「基準外繰入金」があり、「基準外繰入金」には、性質的に一般会計が負担すべき経費等への繰入のほか、経営を維持するための経営補助があります。
- 支出の増加に伴い資金が不足していくことから、現在の使用料水準の場合、特に令和10年度以降、多額の経営補助が必要となる見込みです。下水道事業は、「独立採算の原則」により、その事業の収入によってその経費を賄う必要があるため、経営補助については、本来は使用料等で賄うべき収入と考えられます。
- 経営補助を除いた収入全体では、令和6年度から17年度にかけて6.2億円（約7%）増加する見込みです。

[収益的収入の見通し]



主な項目	比較（R6とR17）	要因
下水道使用料	2.7億円 減少（約 6%）	人口減少による。
長期前受金戻入	0.7億円 増加（約 3%）	主に建設改良費の増に伴う資産の増加による。
一般会計繰入金（基準内等）	8.2億円 増加（約33%）	主に雨水処理負担金の増加による。
一般会計繰入金（基準外・経営補助）	25.6億円 増加	資金不足額の増加による。

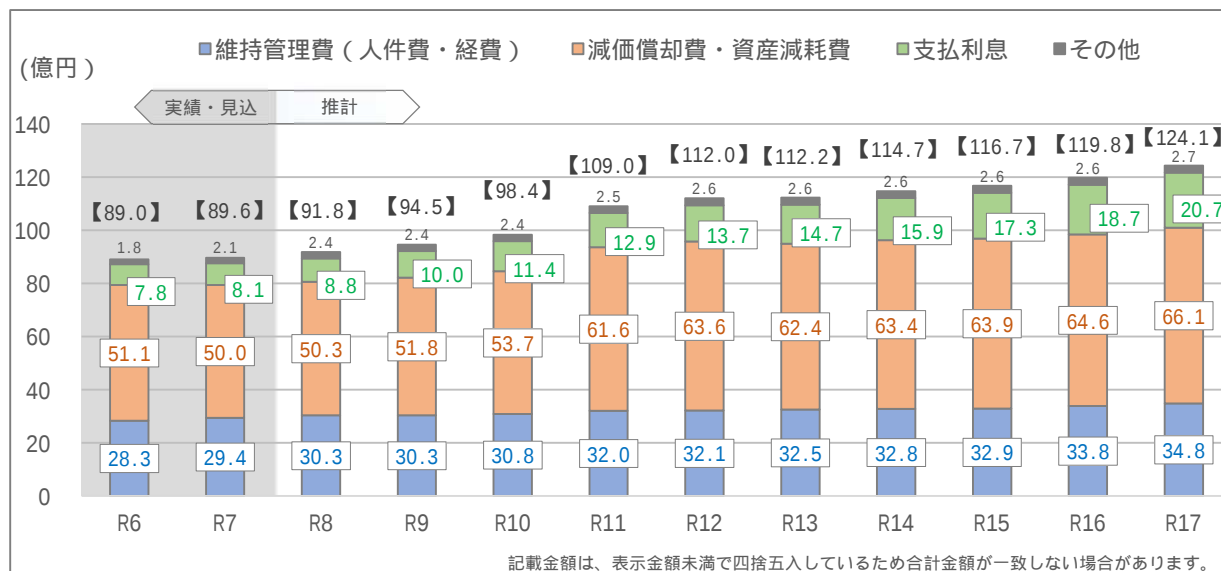
【基準内繰入金・基準内等繰入金】

- ・「基準内繰入金」とは、一般会計繰入金のうち、総務省が定める繰出基準に基づくものです。
- ・代表的な繰入として「雨水排除に要する経費に対する繰入金」があります。雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、当該経費は一般会計が負担するものとされています（雨水公費・汚水私費の原則）。
- ・本経営戦略では、基準内繰入金に、基準外繰入金の一部（基準内繰入金ではないが、性質的に一般会計が負担すべき経費等への繰入金）を加えて、「基準内等繰入金」として整理しています。

収益的支出

- 主な支出は、維持管理費、減価償却費及び支払利息です。
- 支出全体では令和 6 年度から 17 年度にかけて 35.1 億円（約 39％）増加する見込みです。

[収益的支出の見通し]

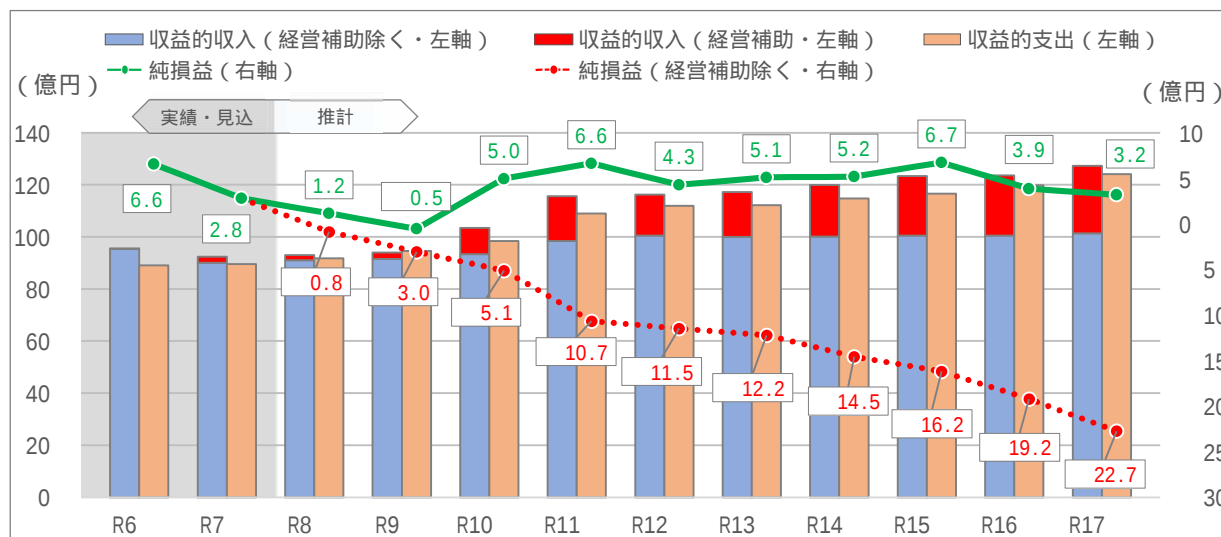


主な項目	比較（R6とR17）	要因
維持管理費	6.5億円 増加（約 23％）	主に物価上昇による。
減価償却費・資産減耗費	15.0億円 増加（約 29％）	主に建設改良費の増に伴う償却資産の増加による。
支払利息	12.9億円 増加（約165％）	企業債発行額の増加と借入金金利の上昇による。

収益的収支

- 計画期間中は、概ね黒字で推移していますが、使用料収入の減少や維持管理費等の費用の増加による収入不足分を、一般会計からの経営補助で補填する状態が続きます。
- 一般会計からの経営補助がない場合は、令和 8 年度には赤字となり、以降は赤字額が拡大していく見込みです。

[収益的収支の見通し]

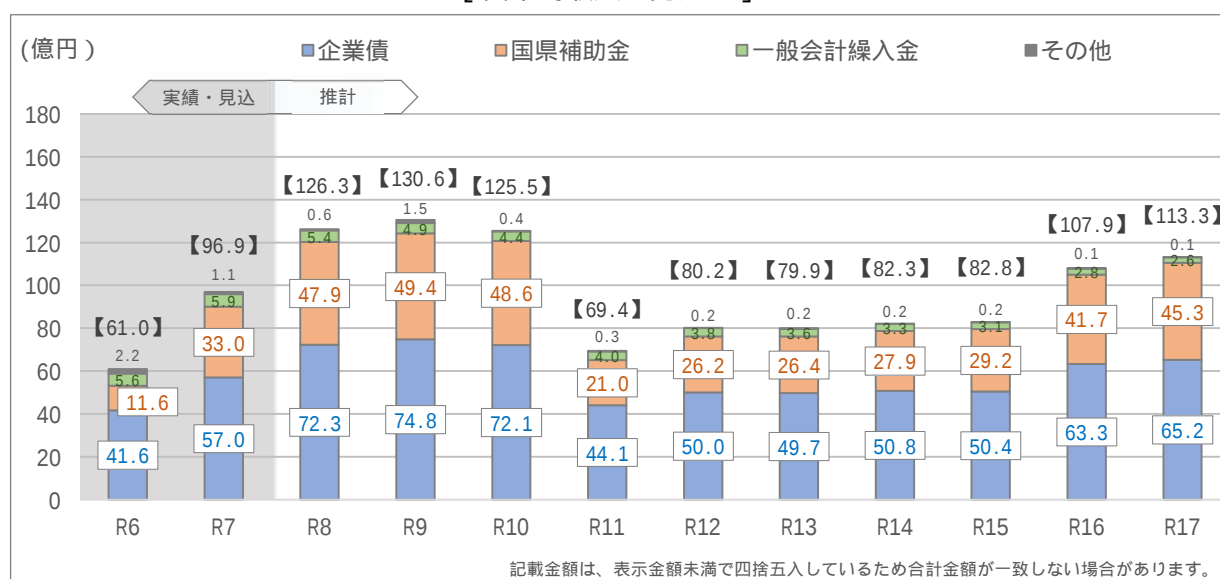


(3) 資本的収支の見通し

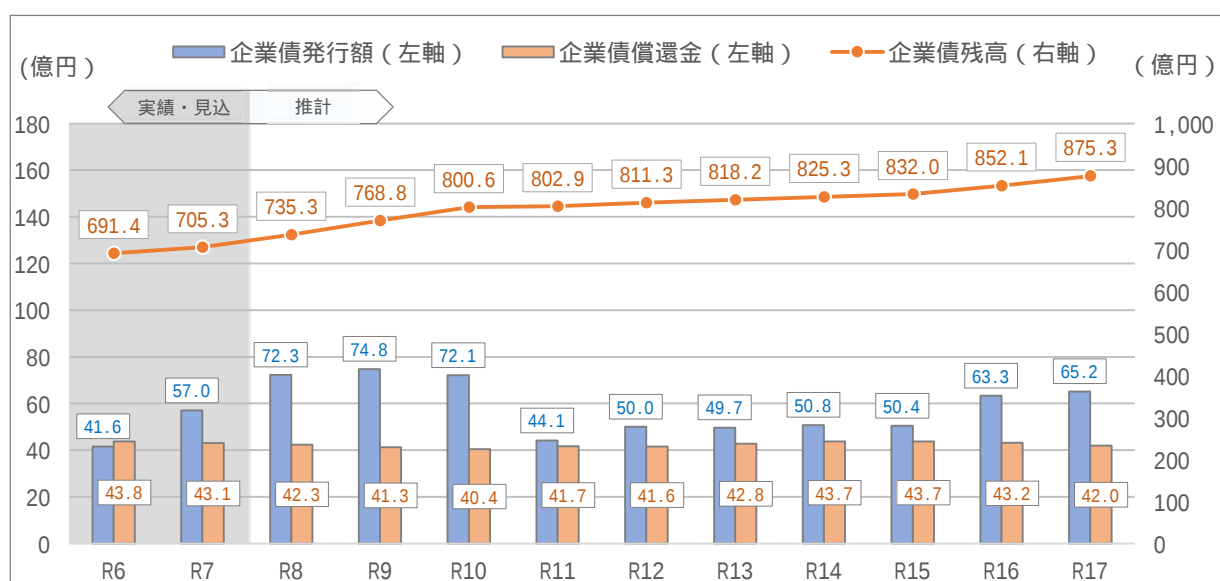
資本的収入

- 主な収入は、建設改良費の財源である企業債及び国庫補助金で、建設改良費の増減に対応して資本的収入も増減する見込みです。
- 企業債残高は、今後、発行額が償還額を上回り増加していく見込みです。令和 17 年度末の企業債残高の見込みは約 875 億円で、令和 6 年度末から約 184 億円（26.6%）増加する見込みです。
- 国庫補助金は、近年、事業によっては要望額を大きく下回っています。また、一部の補助金では、今後ウォーター P P P の導入が交付要件となるなど、今後の見通しは不透明な状況です。

[資本的収入の見通し]



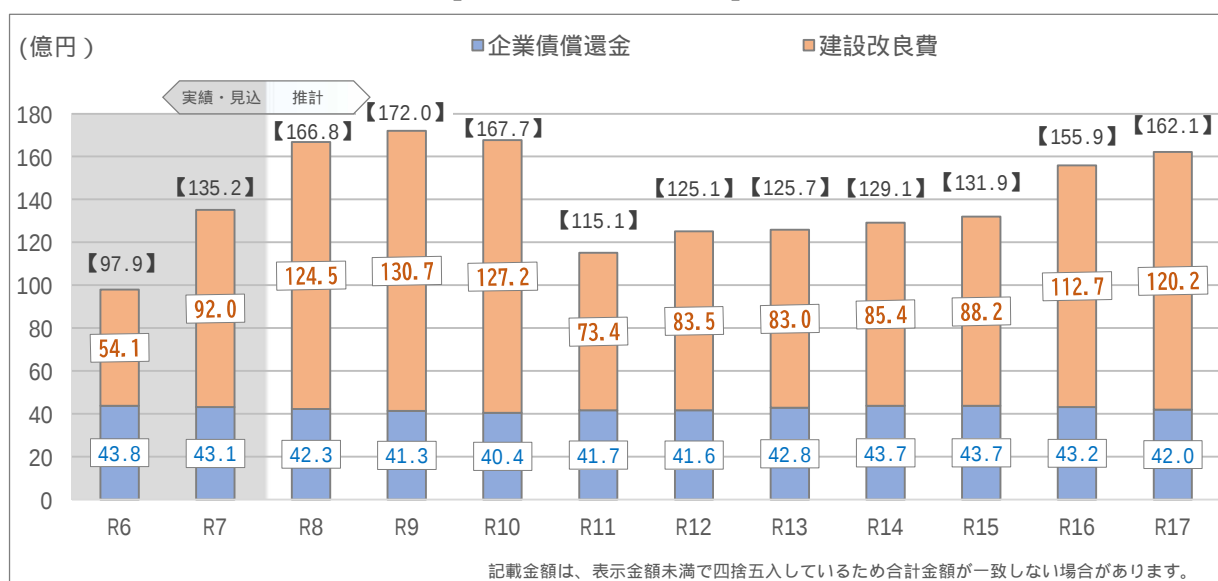
[企業債残高の見通し]



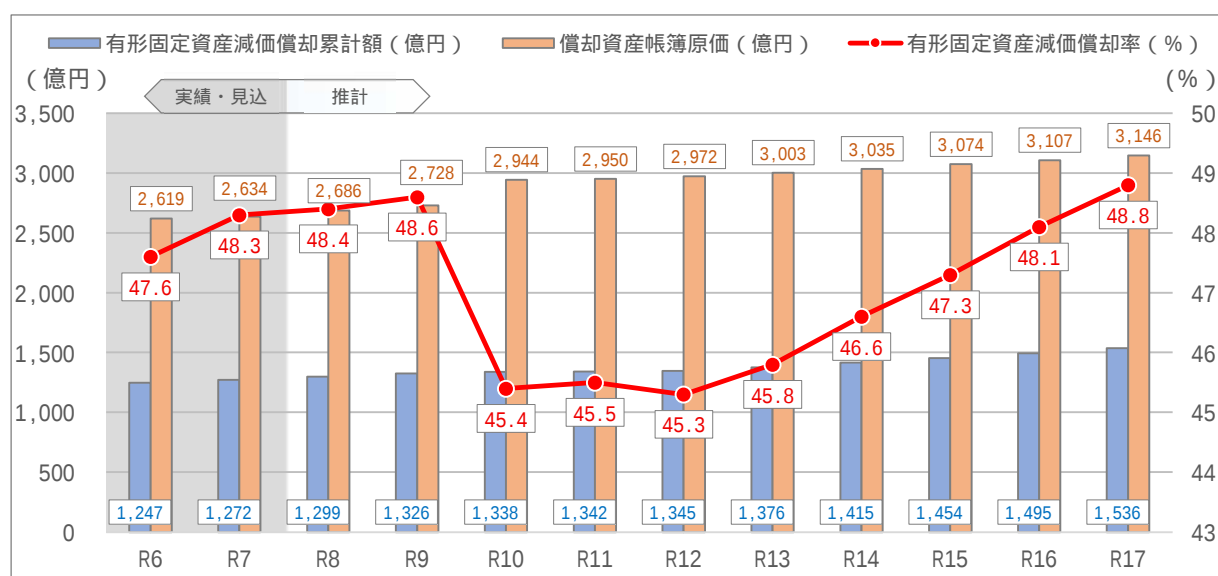
資本的支出

- 主な支出は、建設改良費及び企業債償還金です。
- 計画期間中の企業債償還金は同水準で推移する見込みです。そのため、資本的支出の合計額は、建設改良費の増減に合わせて推移し、特に令和8年度から10年度にかけて大幅に増加する見込みです。
- 老朽化対策に重点的に投資を行う計画となっていますが、資産の老朽化度合を示す有形固定資産減価償却率は、足羽ポンプ場の本体工事が完了する令和10年度に一旦改善した後、再び増加していく見込みです。

[資本的支出の見通し]



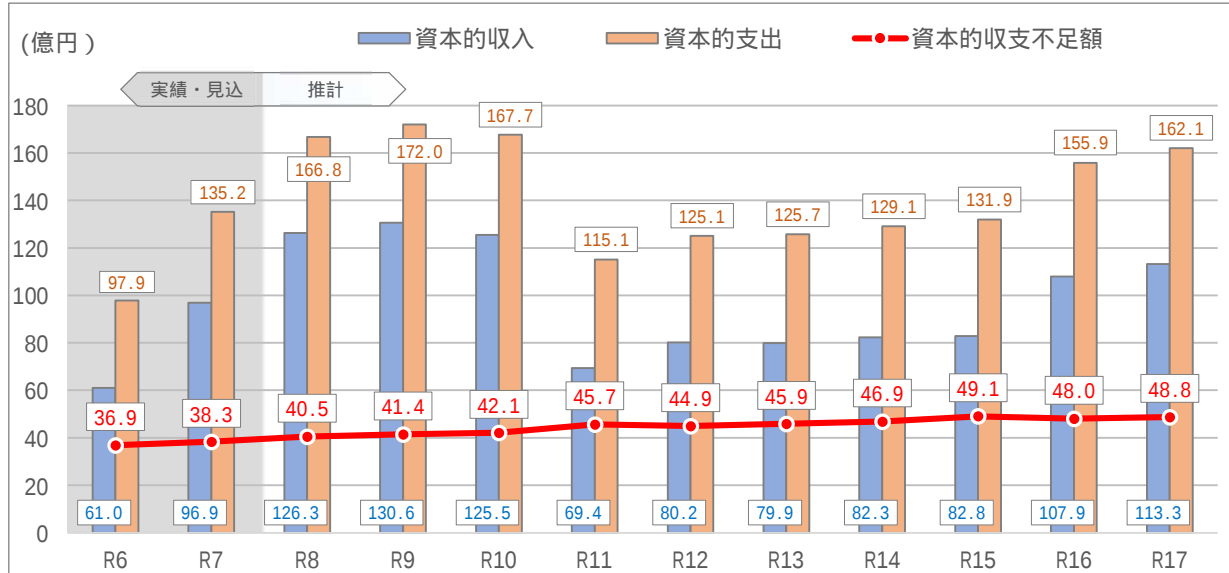
[有形固定資産減価償却率の見通し]



資本的収支

- 資本的収支の収入から支出を差し引いた資本的収支不足額は、建設改良費の増加に伴い増加する見込みです。

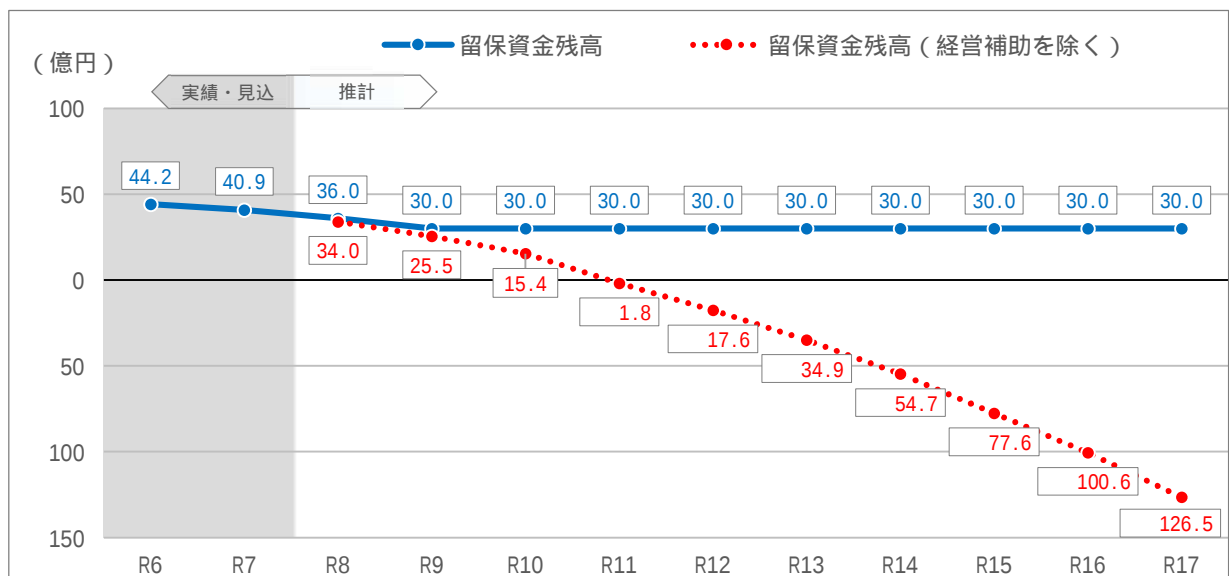
[資本的収支不足額の見通し]



(4) 留保資金残高の見通し

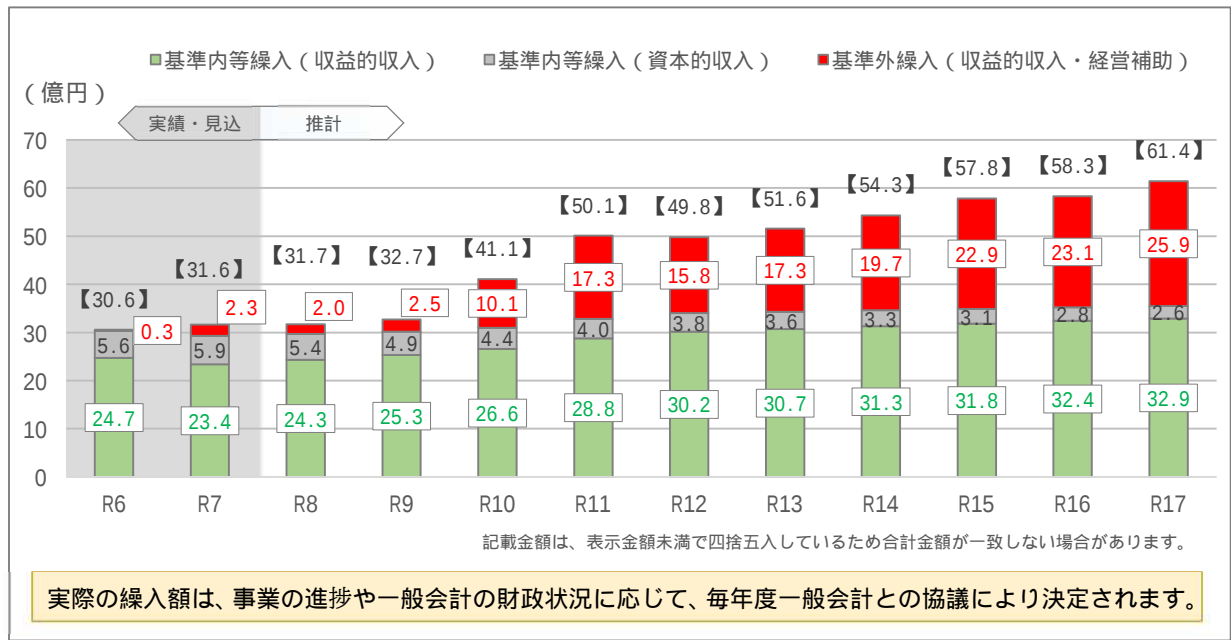
- 本市の下水道事業では、多い時で1箇月に30億から40億円程度の支出があることから、安定した事業の継続のためには、30億から40億円程度の留保資金を確保することが必要と考えています。
- 一般会計からの経営補助により留保資金残高30億円が維持されていますが、経営補助がない場合、令和9年度に30億円を下回り、令和11年度には留保資金が不足する見込みです。

[留保資金残高の見通し]



【留保資金残高】企業内に留保している、次年度以降の事業運営に使用可能な資金の年度末残高

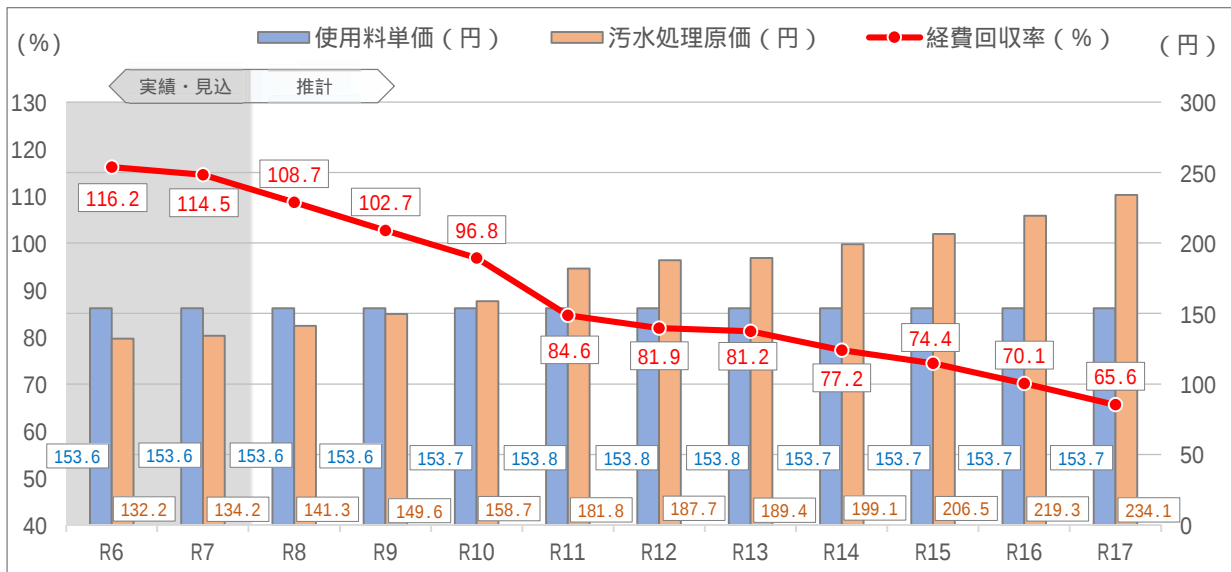
[一般会計繰入金の見通し (収益的収入 + 資本的収入)]



(5) 経費回収率の見通し

- 有収水量が減少する一方で、維持管理費等の費用が増加することから、汚水処理原価は増加していく見込であり、令和 10 年度には、汚水処理原価が下水道使用料単価を上回り、経費回収率は 100% を下回る見込みです。
- 将来にわたり持続可能な経営基盤の構築を見据えて、適正な使用料水準について検討を行う必要があります。

[経費回収率の見通し]



【使用料単価】 有収水量 1 m³ 当たりの下水道使用料収入 (下水道使用料収入 / 年間有収水量)

【汚水処理原価】 有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用 (汚水処理費 / 年間有収水量)

4 投資・財政計画

(1) 推計方法

① 収益的収支

主な項目		推計方法	
収入 (収益)	下水道使用料	令和6年度使用料単価に、将来の有収水量 1 を乗じて推計	
	長期前受金 戻入	既存の固定資産及び今後取得見込みの固定資産に対する補助金等（長期前受金）に基づき推計	
	一般会計 繰入金	基準内等繰入金 2	総務省が定める繰出基準等に基づき推計
		基準外繰入金 （経営補助分）	安定した事業継続に必要な資金を維持するために必要となる額を計上
支出 (費用)	維持管理費	内閣府の中長期の経済財政に関する試算（成長移行ケース、令和7年1月版）の消費者物価上昇率や賃金上昇率に加え、年度別の増減要因を反映して推計	
	減価償却費	既存の固定資産及び今後取得見込みの固定資産における減価償却費を推計	
	支払利息	既存の企業債に対する利息額及び今後発行見込の企業債に対する利息額を推計。計画期間中の借入金利は、内閣府の中長期の経済財政に関する試算（成長移行ケース、令和7年1月版）の名目長期金利の変動等を参考に推計	

1【将来の有収水量】令和6年度の一人当たり有収水量に将来の水洗化人口を乗じ、これに新たに見込まれる排水量（県営産業団地造成・農業集落排水統合分）を加算して推計

2【基準内等繰入金】総務省が定める繰出基準に基づく繰入金に、基準外繰入金の一部（性質的に一般会計が負担すべき経費等への繰入金）を加えた繰入金

② 資本的収支

主な項目		推計方法	
収入	企業債	建設改良費に基づき推計	
	国県補助金	建設改良費に基づき推計	
	一般会計 繰入金	総務省が定める繰出基準等に基づき推計	
支出	建設改良費	各事業計画に基づき計上。建設改良費に含まれる職員給与費は、内閣府の中長期の経済財政に関する試算（成長移行ケース、令和7年1月版）の賃金上昇率を参考に推計	
	企業債償還金	既存の企業債に対する元金償還額及び今後発行見込の企業債に対する元金償還額を推計	

(2) 投資・財政計画

	実績	見込	推計									
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収益的收入	95.6	92.4	93.0	94.0	103.4	115.6	116.3	117.3	119.9	123.4	123.6	127.3
下水道使用料	42.2	42.1	41.8	41.5	41.3	41.1	40.9	40.5	40.2	39.9	39.5	39.5
長期前受金戻入	26.2	22.7	22.5	22.5	23.3	26.0	26.4	26.4	26.6	26.6	26.6	26.9
一般会計繰入金	25.0	25.7	26.3	27.8	36.6	46.1	46.0	48.0	51.0	54.7	55.4	58.8
うち基準内等	24.7	23.4	24.3	25.3	26.6	28.8	30.2	30.7	31.3	31.8	32.4	32.9
うち基準外(経営補助)	0.3	2.3	2.0	2.5	10.1	17.3	15.8	17.3	19.7	22.9	23.1	25.9
その他	2.2	1.9	2.4	2.2	2.2	2.5	3.0	2.3	2.1	2.1	2.1	2.2
収益的支出	89.0	89.6	91.8	94.5	98.4	109.0	112.0	112.2	114.7	116.7	119.8	124.1
人件費	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.7	4.8	4.9	5.1	5.2	5.3	5.5
経費	24.1	25.1	26.0	25.9	26.3	27.3	27.3	27.6	27.7	27.7	28.5	29.3
減価償却費	49.5	48.8	49.1	50.4	51.6	57.8	59.2	60.8	62.2	62.7	63.4	64.9
資産減耗費	1.6	1.2	1.2	1.4	2.1	3.8	4.4	1.6	1.2	1.2	1.2	1.2
支払利息	7.8	8.1	8.8	10.0	11.4	12.9	13.7	14.7	15.9	17.3	18.7	20.7
その他	1.8	2.1	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7
当年度純損益 (-)	6.6	2.8	1.2	0.5	5.0	6.6	4.3	5.1	5.2	6.7	3.9	3.2

資本的收入	61.0	96.9	126.3	130.6	125.5	69.4	80.2	79.9	82.3	82.8	107.9	113.3
企業債	41.6	57.0	72.3	74.8	72.1	44.1	50.0	49.7	50.8	50.4	63.3	65.2
国県補助金	11.6	33.0	47.9	49.4	48.6	21.0	26.2	26.4	27.9	29.2	41.7	45.3
一般会計繰入金	5.6	5.9	5.4	4.9	4.4	4.0	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6
その他	2.2	1.1	0.6	1.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
資本的支出	97.9	135.2	166.8	172.0	167.7	115.1	125.1	125.7	129.1	131.9	155.9	162.1
建設改良費	54.1	92.0	124.5	130.7	127.2	73.4	83.5	83.0	85.4	88.2	112.7	120.2
企業債償還金	43.8	43.1	42.3	41.3	40.4	41.7	41.6	42.8	43.7	43.7	43.2	42.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本的収支差額 (-)	36.9	38.3	40.5	41.4	42.2	45.7	44.9	45.8	46.8	49.1	48.0	48.8

留保資金残高	44.2	40.9	36.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
企業債残高	691.4	705.3	735.3	768.8	800.6	802.9	811.3	818.2	825.3	832.0	852.1	875.3

単位：億円（収益的収支：税抜、資本的収支：税込）

記載金額は、表示金額未満で四捨五入しているため合計金額が一致しない場合があります。

第7章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、100%以上であることが求められます。本市の下水道事業における経費回収率は、令和6年度は116.2%で、100%を超えていますが、人口減少等による使用料収入の減少や物価高騰による維持管理費の増加等に伴い、本経営戦略の計画期間中に100%を下回る見込みです。

将来にわたって安定して下水道サービスを提供するため、収支構造の適正化が求められることから、以下のとおり収支改善に向けた取組を行います。

1 目標

経費回収率 100%以上（令和17年度まで）

2 収支改善に向けた取組

	本経営戦略の計画期間内の主な取組	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
計画	経営戦略の見直し					●					●	
収入増加	適正な下水道使用料水準の検討 (検証)											
	(使用料の改定)											
	新たな需要の獲得											
	滞納整理の強化											
	未接続者への接続促進											
支出削減	ストックマネジメント計画に基づく施設の修繕・改築											
	官民連携の推進 (下水道施設の包括民間委託)											
	(ウォーターPPP導入)	調査	準備	公募								
	不明水対策											
	施設の統廃合 (木田ポンプ場の廃止)											

【経費回収率の向上に向けたロードマップ】経費回収率が100%を下回る見込みのため、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡令和2年7月22日)に基づき作成

点線矢印は、実施時期が未定のもの

参考資料 用語の解説

用語名	解説
あ行	
いじかんりひ 維持管理費	事業の管理運営に必要な経費のこと（電気料等の動力費、施設の補修費、人件費、委託費等）
いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金	市の一般会計から下水道事業会計に支出されるお金のこと
ウォーター ^{ピーピーピー} P P P	水道・下水道等を対象とした官民連携方式で、「コンセッション（公共施設等運営事業）方式」と「管理・更新一体マネジメント方式」を合わせた総称
うすいりゅうしゅつよくせいしせつ 雨水流出抑制施設	雨水を一時的に貯留又は地下に浸透させることで、下水道や河川への流出を抑制するための施設
か行	
かいちく 改築	更新（既存の施設を新たに取替えること）又は長寿命化対策（既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること）により、従前と同様の能力を発揮できるようにすること
がいせい 概成	概ねできあがること。公共下水道の整備概成とは、公共下水道の未整備地区への普及拡大事業がほぼ終了すること
かんきょ 管渠	主に道路の地下に布設される下水道管
かんろ 管路	下水（汚水及び雨水）を集めて下水処理場や放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称（処理施設等へ流す管渠、マンホール、使用者宅から下水を管渠へ流す取付管等）
きぎょうさい 企業債	建設改良事業等に要する資金に充てるために発行する地方債（借入金）
きぎょうさいしょうかんきん 企業債償還金	企業債の返済額（元金）
きじゅんがいくりいれきん 基準外繰入金	一般会計繰入金のうち、総務省が定める繰出基準に基づかないもの
きじゅんないいくりいれきん 基準内繰入金	一般会計繰入金のうち、総務省が定める繰出基準に基づくもの
きょうようじんこう 供用人口	公共下水道区域内人口のうち、公共下水道を利用できる区域の人口（＝処理区域内人口）
げんかしょうきやくひ 減価償却費	固定資産の原価（取得費用）を、耐用年数に応じて各年度へ配分し計上する費用（実際の現金支出はない）

こういきか きょうどうか 広域化・共同化	複数市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化など、効率的な運営を行うこと
こうきょうげすいどうくいきないじんこう 公共下水道区域内人口	公共下水道で汚水処理を計画している区域の人口
へんかりつぽう コーホート変化率法	過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
ごうりゅうしきげすいどう 合流式下水道	汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する方式の下水道
さ行	
しはらいりそく 支払利息	企業債、他会計からの借入金、一時借入金等について支払う利息
しほんできしゅうし 資本的収支	施設の新設、改築のための収入及び支出
しほんできしゅうしふそくがく 資本的収支不足額	資本的収支の収入から支出を差し引いた不足額
しゅうえきてきしゅうし 収益的収支	経営活動に伴って生じる収入（収益）及び支出（費用）
じゅんそんえき 純損益	収益的収支の収入から支出を差し引いた金額
しよりくいきないじんこう 処理区域内人口	公共下水道区域内人口のうち、公共下水道を利用できる区域の人口（＝供用人口）
じんこうふきゅうりつ 人口普及率	公共下水道区域内人口に対する、公共下水道を利用できる人口の割合
すいせんかじんこう 水洗化人口	公共下水道を利用できる区域のうち、実際に公共下水道に接続している人口
ストックマネジメント	膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること
ぞうほかん 増補管	既存の下水道管の流下能力を補完するため増設される下水道管
た行	
ダウンサイジング	水需要の減少等に伴い、施設更新の際に施設の能力・規模を縮小し、施設の効率化を図ること
たじゅうか ぶんさんか 多重化・分散化	大規模事故など万一に備えたりダングアンシー（冗長性）確保や、管内水位低下によるメンテナビリティ（維持管理のしやすさ）確保を目的に、管路の二条化（複線化）や別の幹線や処理区との連絡管の整備等を行うこと

ちほうこうえいきぎょうほう 地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公共団体の特別法として、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法
ちようきまうけきんれいにゆう 長期前受金戻入	固定資産取得の財源として得た補助金等を、減価償却に対応して各年度へ配分し計上する収益（実際の現金収入はない）
な行	
ないすいはんらん 内水氾濫	大雨などによって下水道などの排水能力を超えることや、河川水位の上昇によって河川へ排水できなくなることにより、宅地や道路などが浸水する現象のこと。なお、外水氾濫は、河川の水が溢れることにより、宅地や道路などが浸水する現象のこと。
は行	
ふめいすい 不明水	下水道施設の老朽化や宅内排水設備の誤接続等が原因で、下水道管に浸入する雨水や地下水
ぶんりゅうしきげすいどう 分流式下水道	汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する方式の下水道
や行	
ゆうしゅうすいりょう 有収水量	料金徴収の対象となる水量
ら行	
りゅうほしきん 留保資金	企業内に留保している資金。流動資産（現金預金や未収金等）から未払金や引当金等を除いたもので、今後の事業運営に使用できる実質的な資金
A ～ Z 行	
ジーアイエス G I S	ジオグラフィック・インフォメーション・システムの略称。下水道 G I S は、データ化した下水道施設に関する図面や台帳等の情報を、地理情報とともに一元管理するシステム
ディーエックス D X	デジタル・トランスフォーメーションの略称。課題解決にデジタル技術を活用し、その効果を十分に発揮し仕事の流れや組織等を変えること

福井市下水道事業経営戦略 2026

令和 8 (2026) 年度 ~ 令和 17 (2035) 年度

策 定 令和 8 年 月

編 集 福井市 上下水道局 経営管理課

住 所 〒910-8522 福井市大手 3 丁目 13 番 1 号

T E L 0776-20-5615